第３期滝上町まち・ひと・しごと創生
総合戦略

～人いきいき　町わくわく　童話村たきのうえ～

令和７年３月

北海道　滝上町

目　次

Ⅰ 人口ビジョン・・・

Ⅰ 人口ビジョン

第１章　人口ビジョンの基本的考え方

１　地方人口ビジョンの位置づけ

地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、効果的な施策を企画立案する総合戦略を策定する上で重要な基礎資料とします。

○これまで第１期、第２期総合戦略の策定に合わせて適時に人口動向分析・将来人口推計を行い、本町の現状及び将来展望を見直してきましたが、今回は、第３期総合戦略の策定にあたって新たに見直すものです。

○対象期間は、中長期的な視点による対策を進めるため、国の長期ビジョンの対象期間である 2060 年（令和 42 年）までとします。なお、国の方針転換や、社会動向などにより、本ビジョンに大きな影響を与える要因が発生した場合などにおいては、適時見直しを行うものとします。

第２章　人口動向分析

１　総人口の推移と将来推計

本町の人口は、1961年（昭和36年）９月に14,214人（住民基本台帳）まで増加しましたが、それ以降は一貫して減少が続き、令和６年12月末現在で、人口2,208人、世帯数1,275世帯（ともに住民基本台帳）、１世帯あたり人員1.73人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による推計（令和５（2023）年推計）では 2050 年（令和 32 年）までの人口が推計されており、これによると、今後も人口減少が続き、2030 年（令和 12 年）には 1,890 人と２千人を割り込み、2050 年（令和 32 年）には 1,140 人になると推計されています。

【図表】人口の推移と将来推計

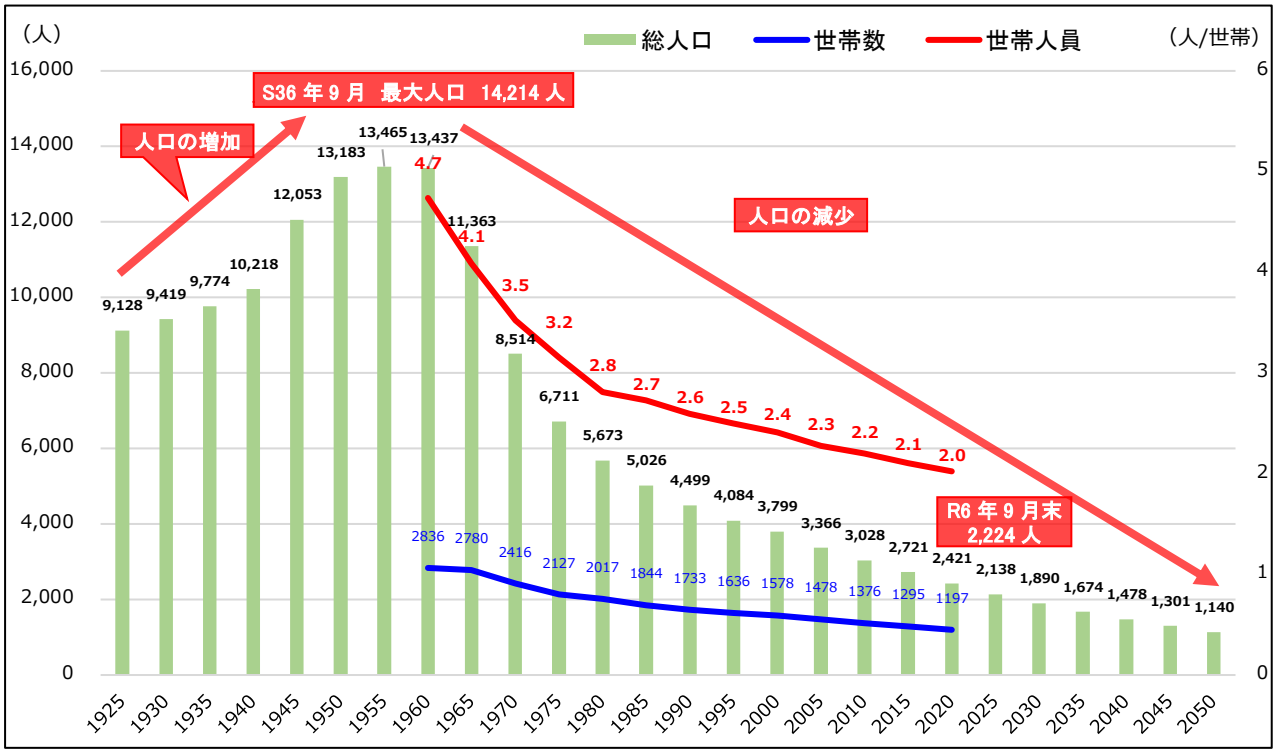

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」

２　年齢3区分別人口の推移と将来推計

年齢３区分別人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は、1960年（昭和35年）頃から一貫して減少が続いており、老年人口（65歳以上）は、1980年（昭和55年）から増加傾向にありましたが、2005年（平成17年）から減少に転じています。

2020年（令和２年）の年少人口割合は8.3%、老年人口割合（高齢化率）は44.8%と、北海道平均（年少人口割合：10.7%、老年人口割合：32.1%）よりも少子高齢化が進行しています。

将来は、2030年（令和12年）以降、生産年齢人口割合と老年人口割合が46%前後で均衡し、2050年（令和32年）には、生産年齢人口割合は46.6%、老年人口割合は46.1%になると推計されています。

【図表】年齢３区分別人口の推移と将来推計

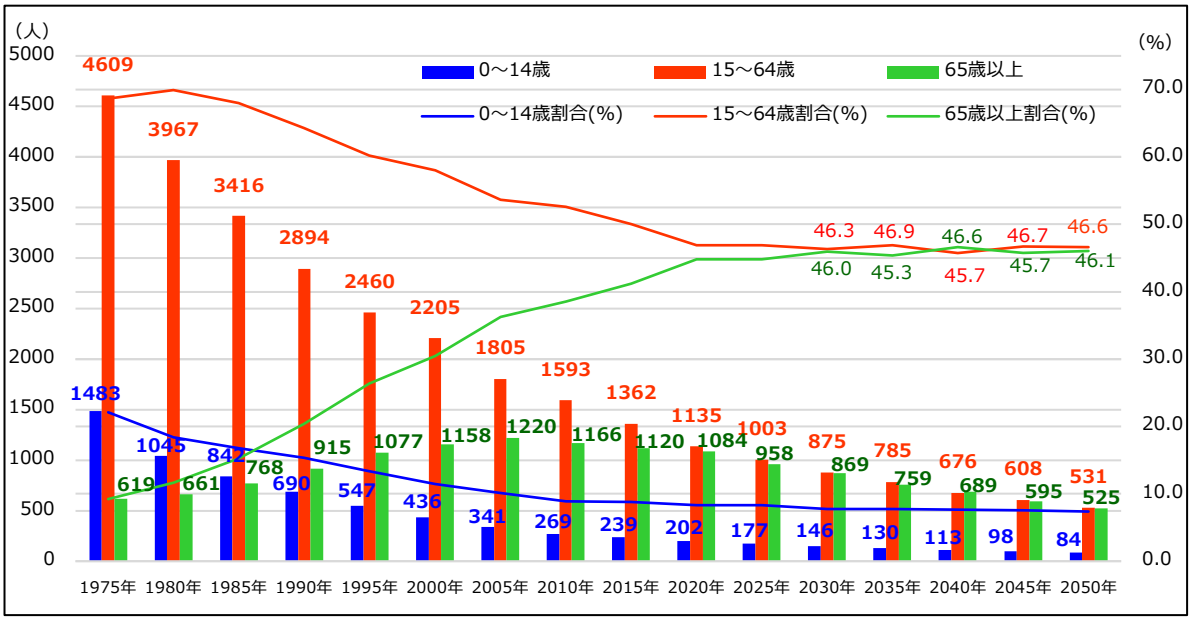

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」

３　自然増減（出生者数・死亡者数）と社会増減（転入者数・転出者数）の推移

長期的に見ると、出生者数については 1973 年度（昭和 48 年度）の 82 人から減少傾向で推移し、現在は 15 人前後となっており、死亡者数は長期的に約 40～80 人の間で推移し、現在は約 40 人～60 人程度となっています。

本町は 1980 年（昭和 55 年）頃までは自然増で推移していましたが、1985 年（昭和 60 年）以降は死亡者数が出生者数を上回って自然減が続き、直近 10 年間の自然増減は年平均で約 37 人の減少となっています。

また、社会増減については、昭和 20 年代までは林業の発展や戦後の緊急開拓入植などにより社会増となっていましたが、国の高度経済成長に伴う都市部への労働力の流出や洞爺丸台風（昭和 29 年台風第 15 号）による風倒木処理事業の終了に伴う林業の縮小などにより、1960 年（昭和 35 年）頃から社会減に転じ、以降、社会減数は 1968 年度（昭和 43 年度）の 795 人

をピークとして令和５年度では 35 人と一貫して減少を続けています。長期的な人口減少に伴って社会減数は徐々に縮小し、直近 10 年間の社会増減は年平均で約 25 人の減少となっています。

【図表】長期的な自然増減数、出生者数、死亡者数の推移

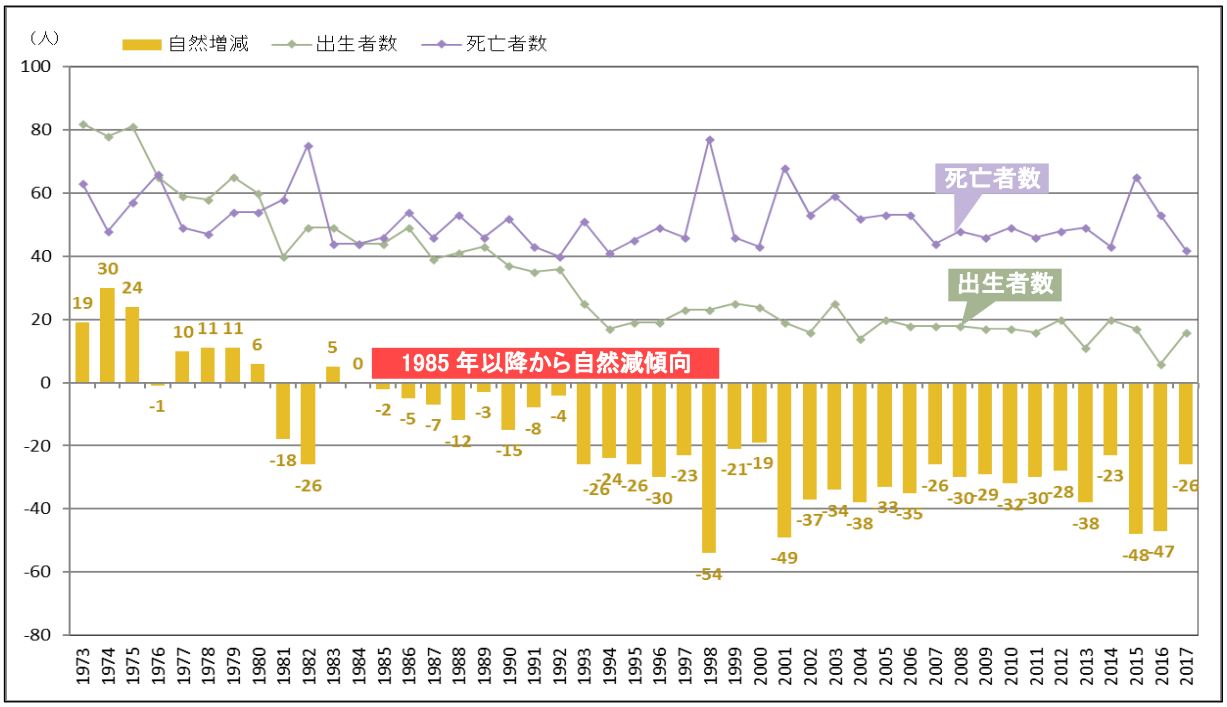

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

【図表】直近 10 年間の自然増減と社会増減の状況

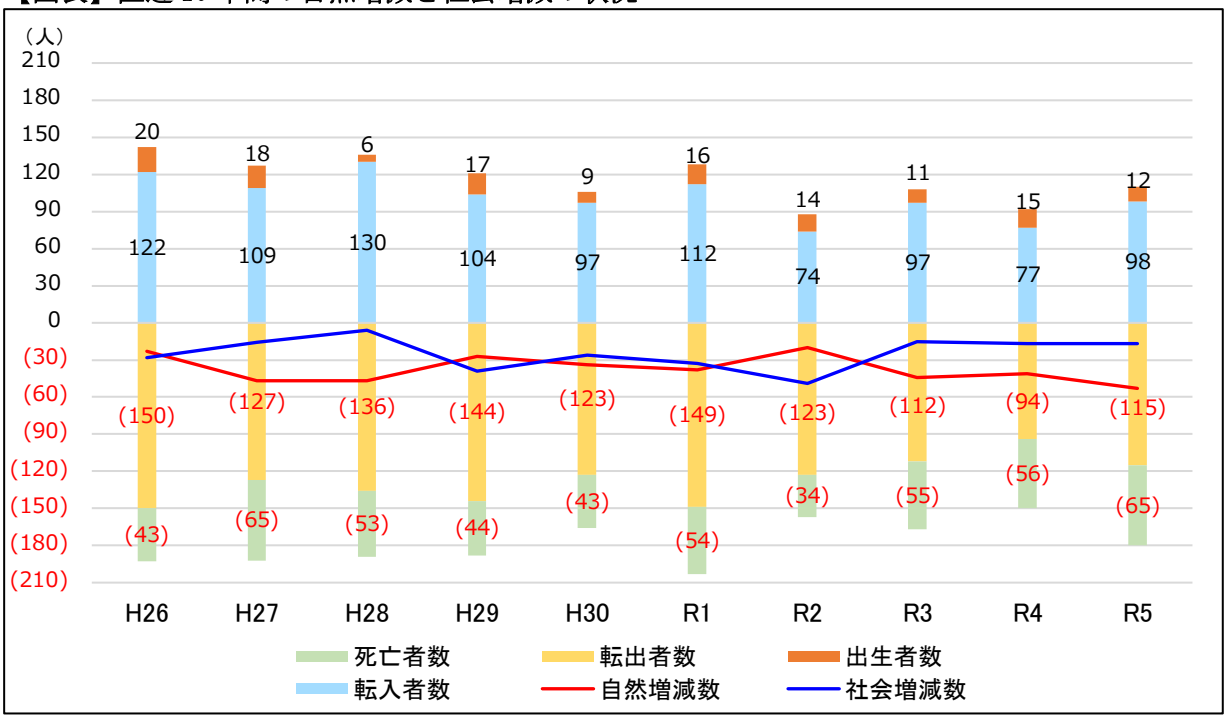

資料：厚生労働省「人口動態統計」

４　出生に関する分析

本町における合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）の推移を見ると、1992（平成４年）年までは 1.80 と全国と比べても高い出生率となっていましたが、1993 年（平成５年）～1997 年（平成９年）には 1.51、2003 年（平成 15 年）～2007 年（平成 19 年）には 1.34 に低下しました。その後、2008 年（平成 20 年）～2012 年（平成 24 年）には 1.40 に上昇しましたが、直近の 2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）には 1.29 に低下しており、北海道の 1.12 より高く、全国の 1.26 と同程度となっています。

また、出生者数も年により増減はありますが、この 10 年～15 年の期間においては、同じく減少傾向にあります。

【図表】合計特殊出生率の推移

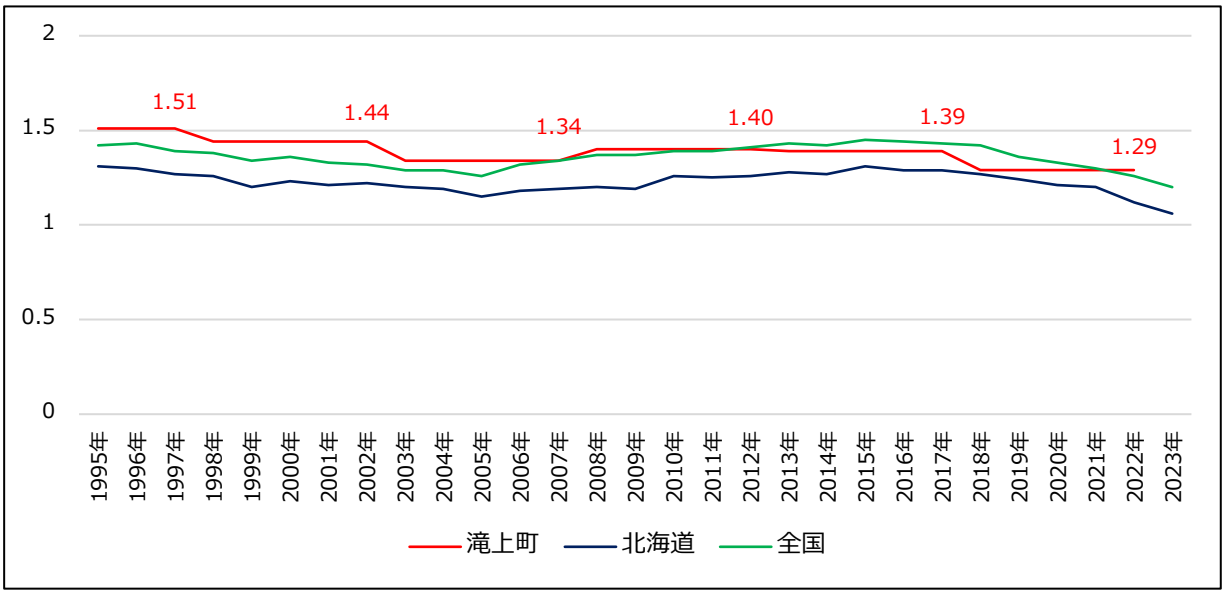

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」
※厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」は５年ごとに公表しているため、本町における合計特殊出生率は各５年間同じ数値を記載している。

５　年代別人口移動の状況

長期的な純移動率の推移から年代別に人口移動の状況を見ると、年度によりばらつきはみられるものの、10 代の転出超過傾向が男女ともに強く、中学や高校の卒業、就職等を機に町外へ転出していることが考えられます。

20～24歳→25～29歳の年代は男女ともに転入超過の傾向が強く、就職等の仕事の都合で転入していると考えられますが、転入超過傾向が男性より女性の方が弱いという地域事情が見られます。一方、30代になると男女ともに転出傾向がみられ、これは、就職等で転入してきた若年層が、転勤や離職等の仕事に関する事情の他、結婚・出産・子育て等のライフステージの変化を理由に転出していることが推測されます。

また、年度によって差異はありますが、30代以降の年代で男女ともに転出傾向が見られ、幅広い年代において生活環境等を理由として町外へ転出していることが推測されます。

特に、70 代～80 代では、町内での生活への不安等を理由として親族等のいる町外へ転出していることが考えられます。

【図表】男性の純移動率の推移（1980 年～2020 年）

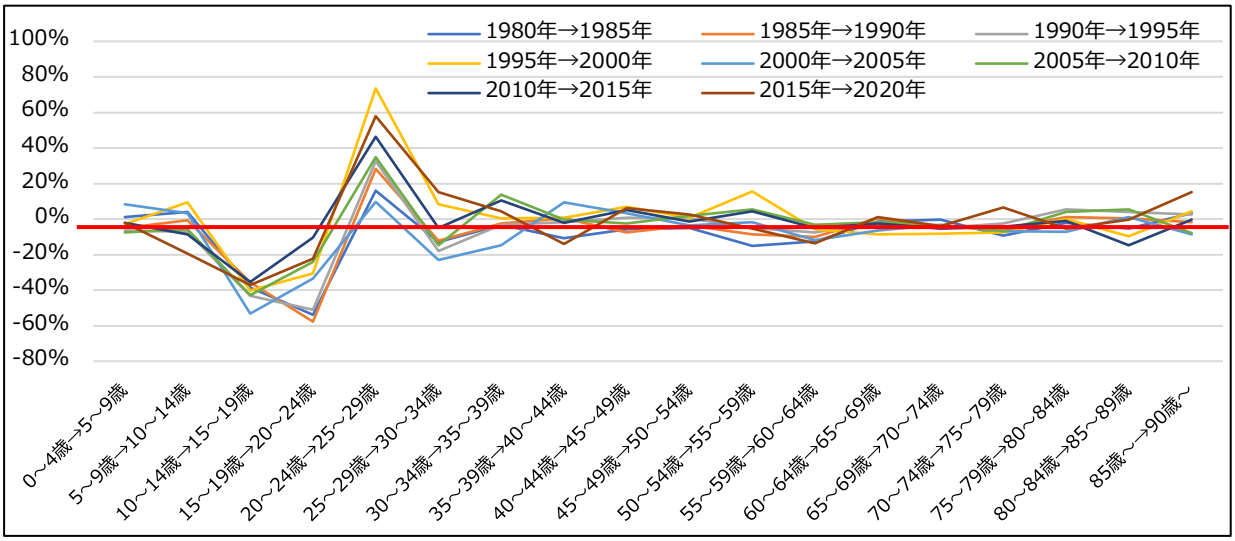

【図表】女性の純移動率の推移（1980 年～2020 年）

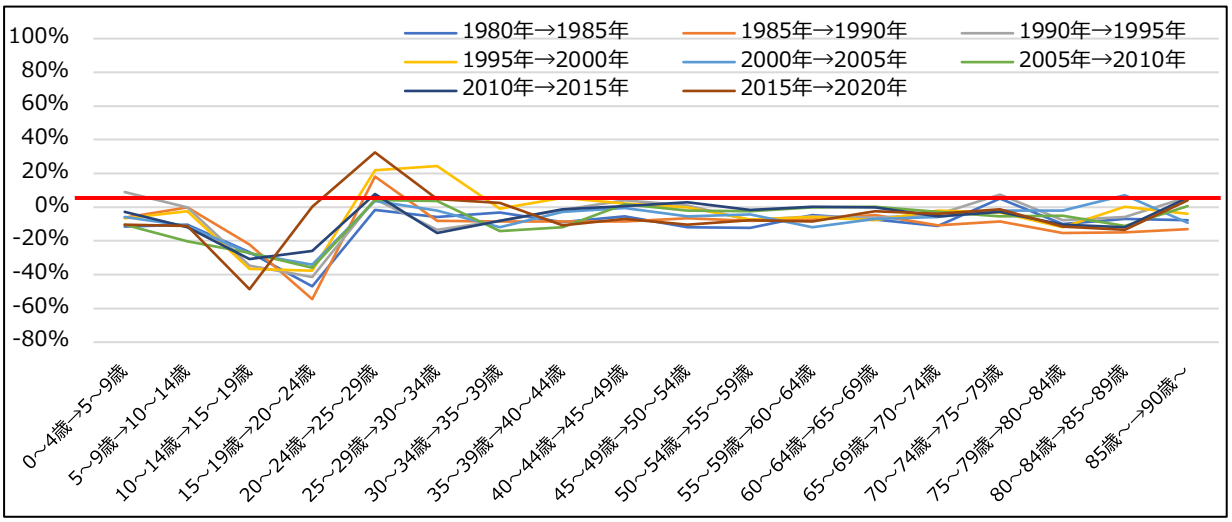

資料：総務省「国勢調査」

【図表】直近３か年の転入転出動向（令和３年度～令和５年度）

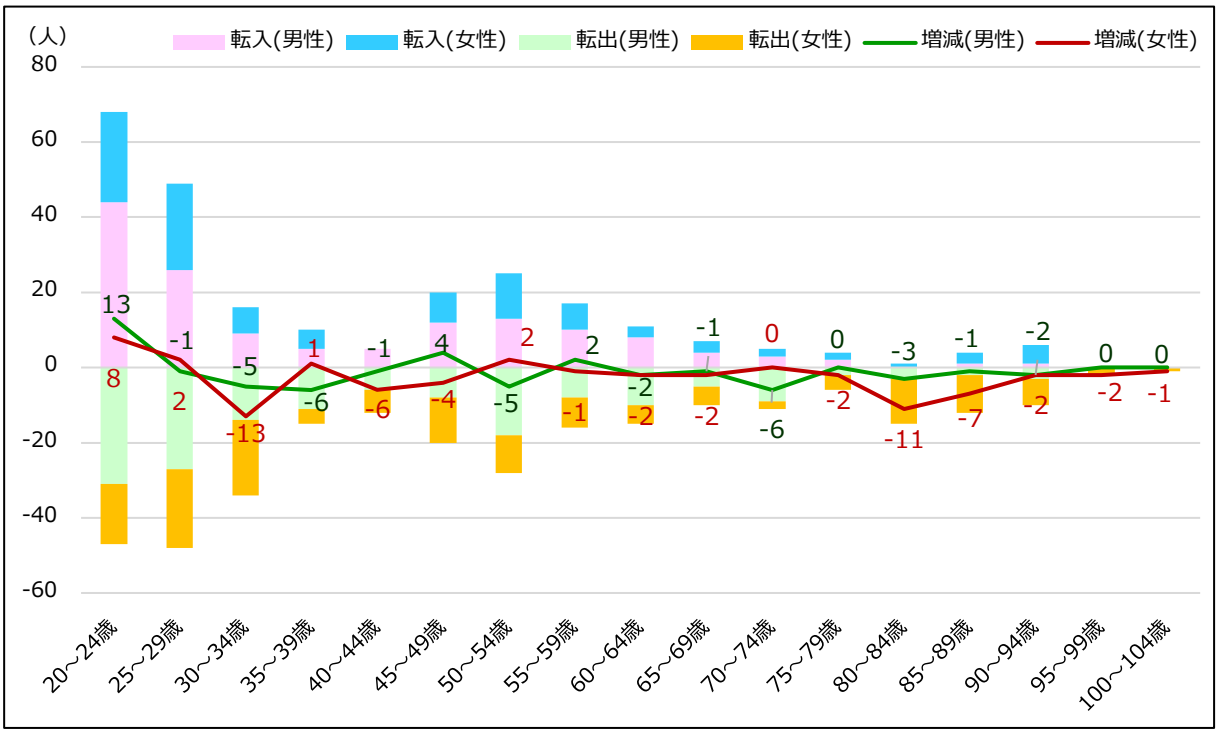

資料：滝上町住民基本台帳

【図表】転出者数が多い年代の転出先

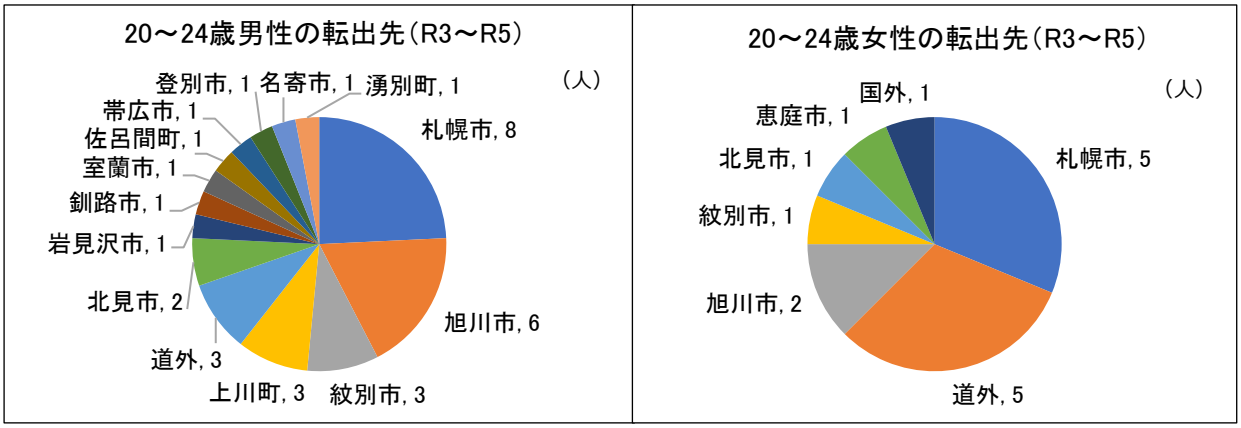

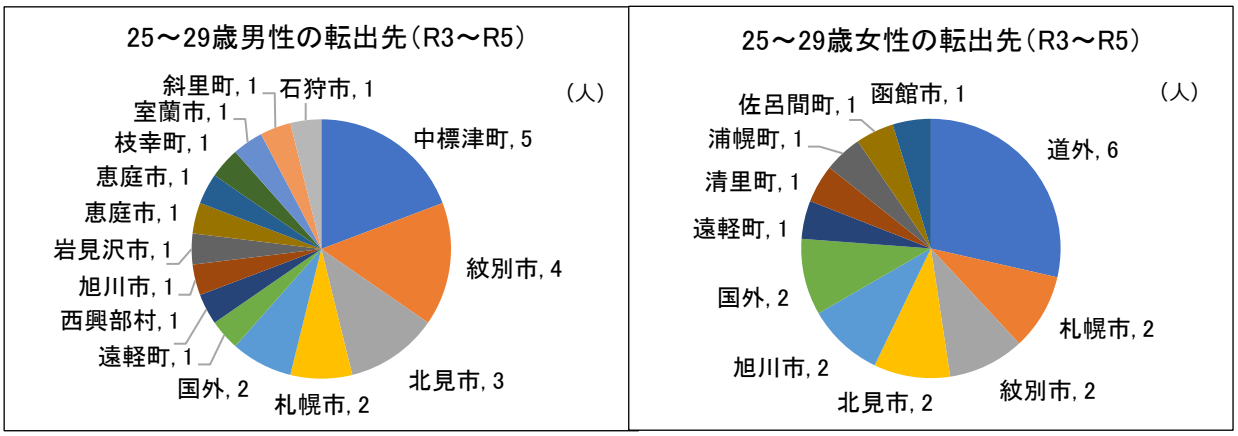

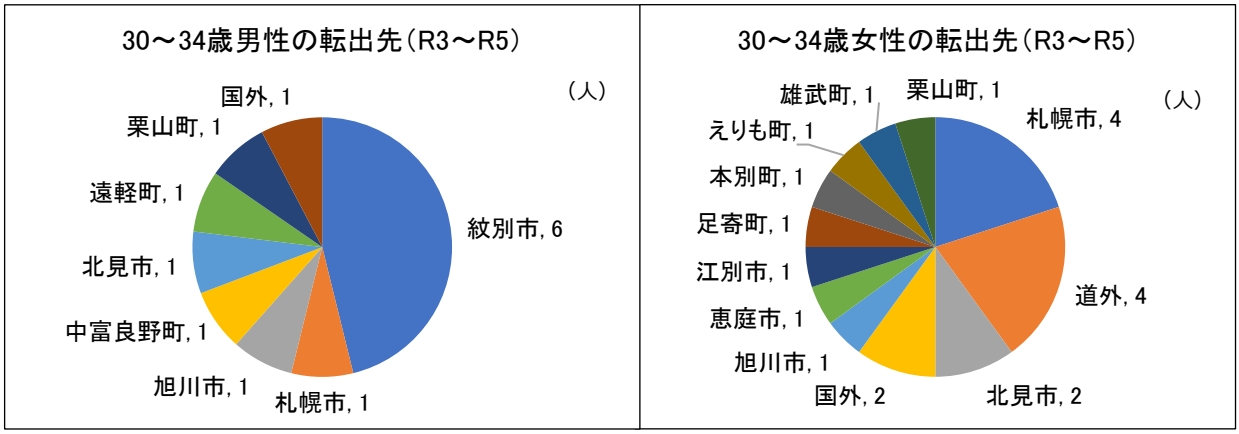

資料：滝上町住民基本台帳

６　雇用や就労等に関する分析

本町の産業別就業者数を見ると、「医療・福祉」が最も多く、次いで「農業」、「卸売業・小売業」、「建設業」、「公務」、「製造業」が続いています。

本町の産業の特徴としては、①他地域と比べて１次産業と２次産業の付加価値額の割合が高く労働生産性も高いこと、②他地域と比較して林業、木材・木製品製造業、農業の付加価値額と従業者数の特化係数が高いこと、③地域経済を牽引する又は外貨を稼いでいる主力産業が農業、農産品加工等の製造業、建設業、林業等であることが挙げられますが、近年、そのような地域の主力産業である建設業や林業において就業者数の減少傾向が強いという看過できない状況となっています。

【図表】産業別就業者数の構造

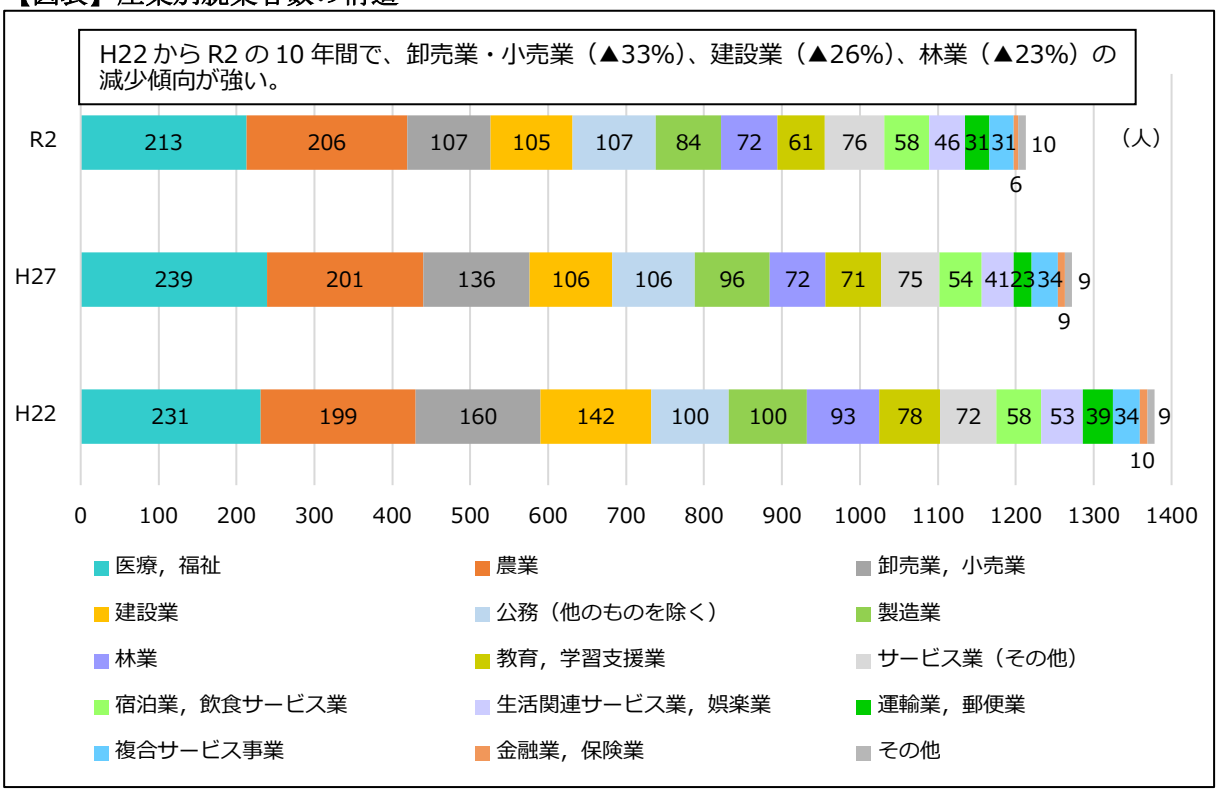

資料：総務省「国勢調査」

【図表】産業別就業者数

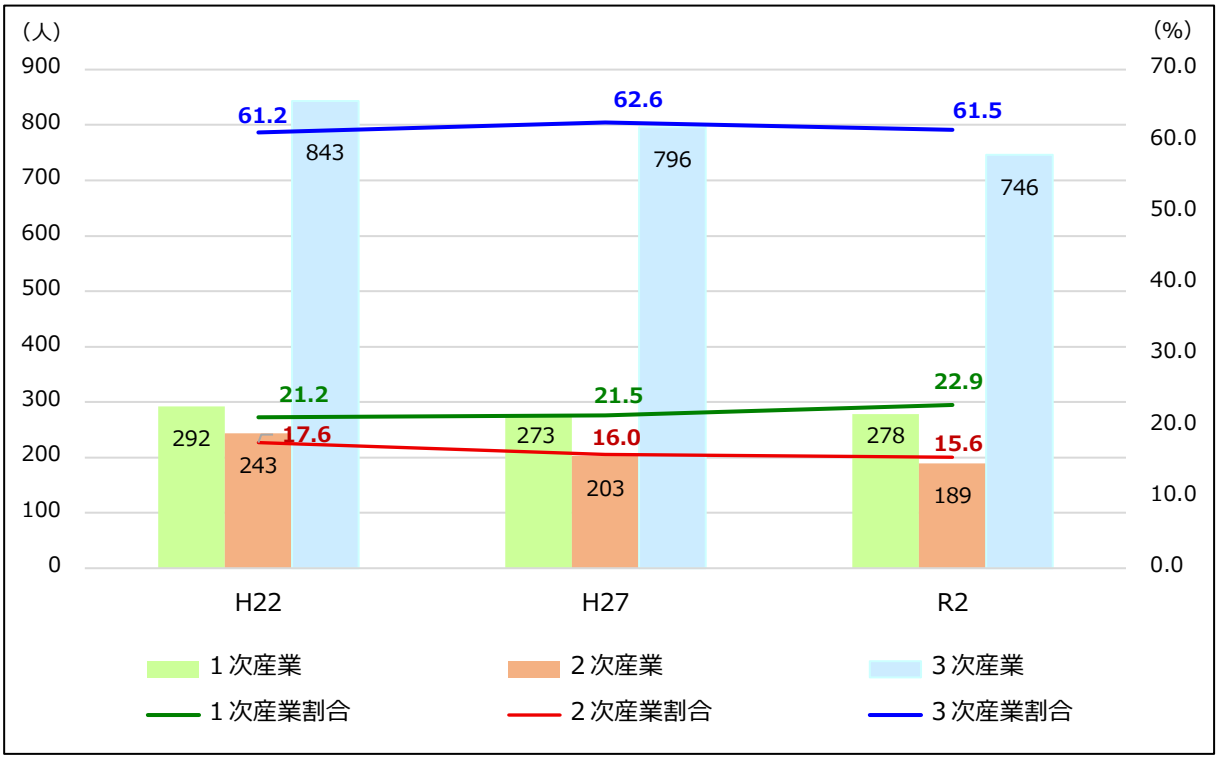

資料：総務省「国勢調査」

第３章　将来人口推計

１　人口減少段階の分析

65 歳以上の老年人口に着目し、本町の人口減少段階を見ると、これまで老年人口が 1,100 人前後で維持・微減する「第２段階」にありましたが、2025 年（令和７年）からは、老年人口が減少する「第３段階」に入るとされています。

また、2020 年（令和２年）を 100 として、周辺市町村との人口減少割合を比較すると、本町は周辺市町村よりも人口減少が加速すると推計されています。これは、本町が周辺市町村に比べて高齢化率及び自然減少率が高いことが要因であると推測されます。

【図表】年齢３区分別人口推計（社人研推計準拠）

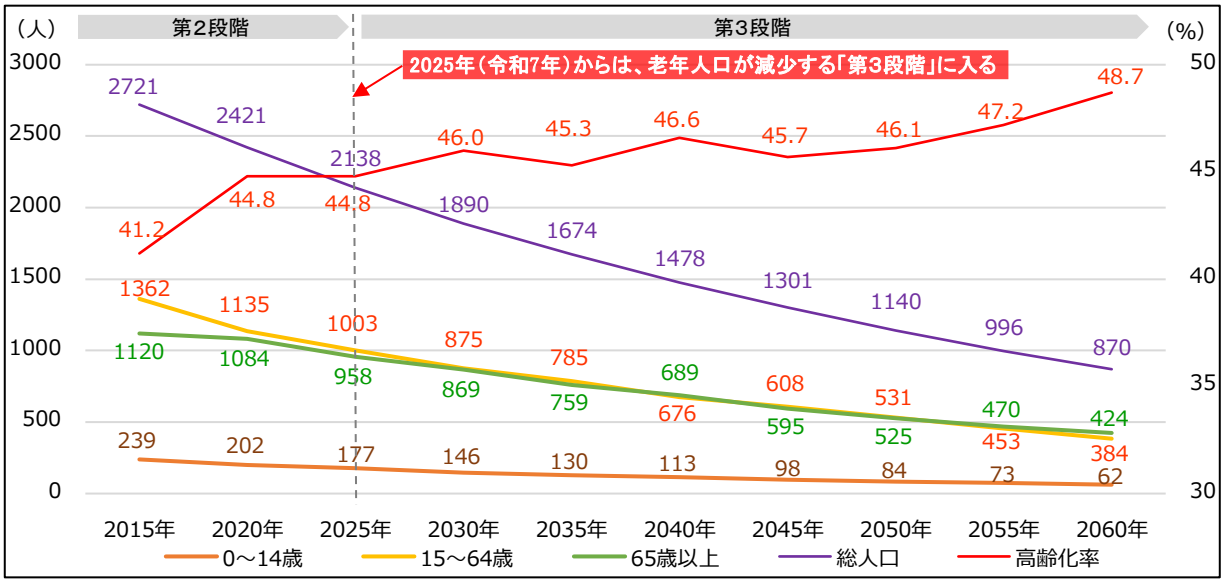

資料：まち･ひと･しごと創生本部提供ワークシートより算出して作成

【図表】近隣市町村との人口減少割合の比較（2020 年（令和２年）を 100 とした場合）

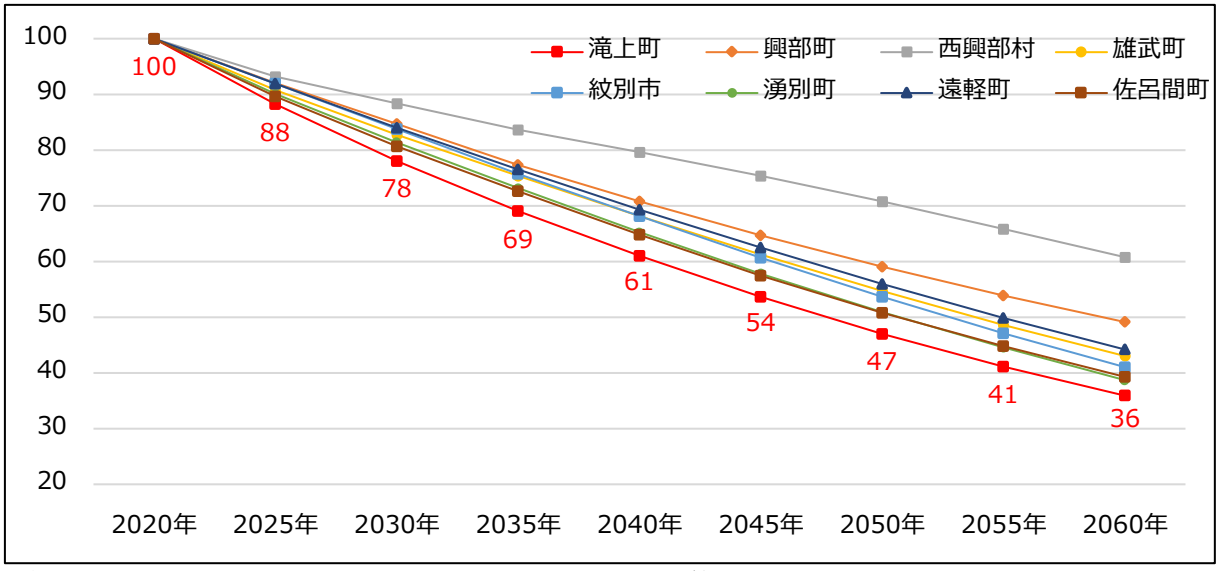

資料：まち･ひと･しごと創生本部提供ワークシートより算出して作成

２　将来人口に対する自然増減･社会増減の影響度分析

（1）自然増減、社会増減の影響度の分析

本町の人口減少に対して、自然増減と社会増減がどの程度影響を及ぼすのか把握するため、パターン１（社人研推計準拠）から、出生率が上昇した場合（シミュレーションＡ）と、シミュレーションＡからさらに移動がゼロ（均衡）で推移した場合（シミュレーションＢ）について推計し、パターン１とシミュレーションＡ、シミュレーションＢを比較して分析を行いました。

【図表】パターン１、シミュレーションＡ、シミュレーションＢの推計の考え方

	社人研推計準拠（パターン1）	シミュレーション A （パターン1＋出生率上昇）	シミュレーション B （シミュレーションA＋移動ゼロ）
移動	最近の傾向が今後も続くと仮定	パターン１（社人研推計準拠）と同様	移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定
出生	原則として、令和 2（2020）年の全国の子ども女性比（20～44 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が令和 7（2025）年以降、令和 32（2050）年まで一定として市町村ごとに仮定。	パターン１（社人研推計準拠）において、国の長期ビジョンに準じ、合計特殊出生率が 2040 年までに人口置換水準 2.07 まで上昇すると仮定 ※ 既に現在の合計特殊出生率が人口置換水準を上回っている場合には、現在の状況で推移すると仮定	同左
死亡	・原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、地域間の生残率の差は極めて小さいため、全国と都道府県の平成 27 年～令和 2 年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。 ・60～64 歳→65～69 歳以上では、地域間の生残率の差が大きいことから、都道府県と市町村の平成 12 年～令和 2 年の生存率の比から算出される生存率を市町村別に適用	パターン１（社人研推計準拠）と同様	パターン１（社人研推計準拠）と同様

【図表】パターン１、シミュレーションA、シミュレーションBの比較結果

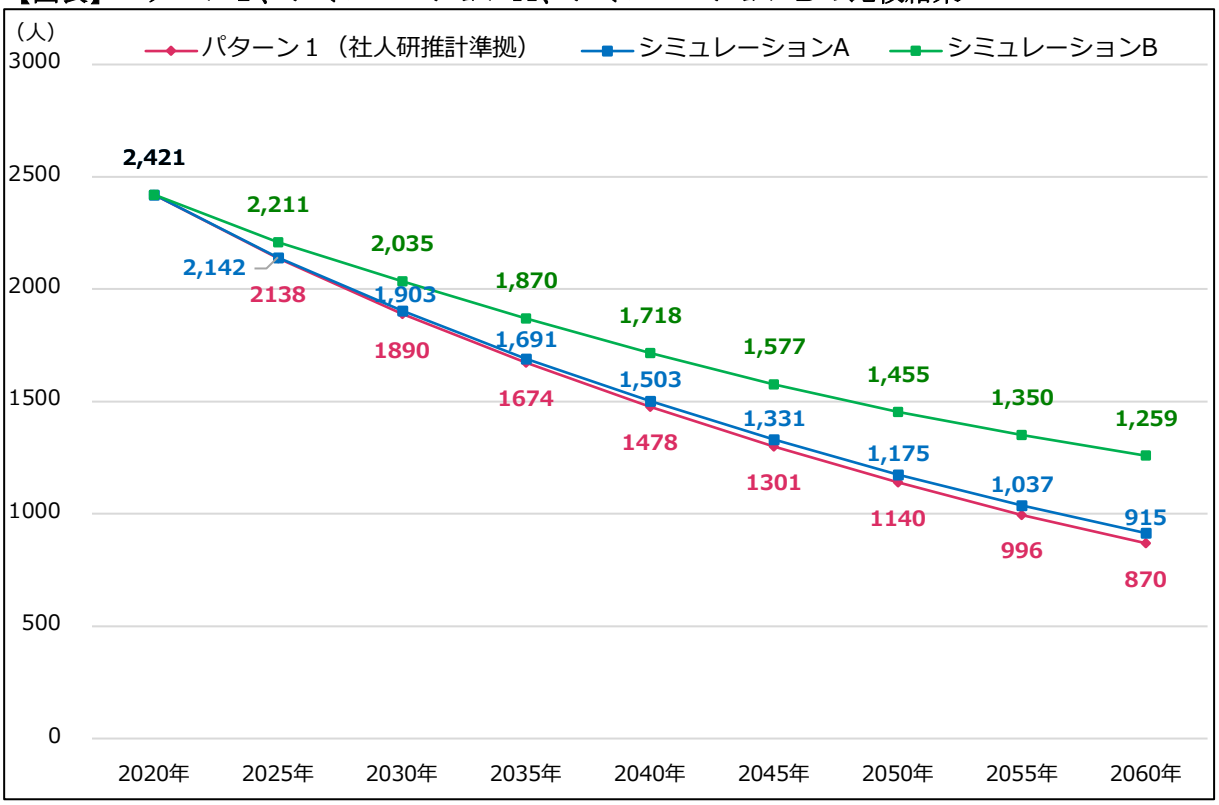

資料：まち･ひと･しごと創生本部提供ワークシートより算出して作成

分析の結果、本町における自然増減の影響度は「２（影響度 100%～105%）」、社会増減の影響度は「４（影響度 120%～130%）」となり、本町は社会増減の影響度の方が大きいと言えますが、引き続き自然減を抑制する出生数増加への施策とともに、転出者数の減少と転入者数の増加につながる施策を推進し、人口減少割合を低減させていくことが必要です。

【図表】自然増減、社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度 1=100%未満、2=100～105%、3=105～110%、4=110～115%、5=115%以上	シミュレーションＡの2050年推計人口＝1,175人 パターン１　　の2050年推計人口＝1,140人 →　1,175（人）　/　1,140（人）　＝　103.1%	2
社会増減の影響度 1=100%未満、2=100～110%、3=110～120%、4=120～130%、5=130%以上	シミュレーションＢの2050年推計人口＝1,455人 シミュレーションＡの2050年推計人口＝1,175人 →　1,455（人）　/　1,175（人）　＝　123.8%	4

(2)人口構造の分析

2020 年（令和２年）から 2050 年（令和 32 年）及び 2060 年（令和 42 年）におけるパターン１、シミュレーションＡ、シミュレーションＢの推計人口について年齢３区分別に見ると、「0～14 歳」は、2050 年ではパターン１が約－58%、シミュレーションＡが約－46%、シミュレーションＢが約－15%となっており、2060 年ではパターン１が約－69%、シミュレーションＡが約－57%、シミュレーションＢが約－17%と、ともにパターンＢでは減少率が大幅に縮小します。

「15～64 歳」については、2050 年と 2060 年ともにパターン１及びシミュレーションＡと比較してシミュレーションＢでは減少率が縮小する一方、「65 歳以上」については、2050 年と 2060 年ともに、パターン１、シミュレーションＡ、シミュレーションＢの間で減少率に大きな差はありません。

また、「20～39 歳女性」については、2050 年ではパターン１が約－58%、シミュレーションＡが約－56%、シミュレーションＢが約－25%となっており、2060 年ではパターン１が約－70%、シミュレーションＡが約－65%、シミュレーションＢが約－30%と、ともにパターン１とシミュレーションＡでは大きな差はありませんが、シミュレーションＢでは減少率が半分以下に縮小することが分かります。

【図表】シミュレーションによる年齢３区分別人口の変化　（人）

		総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	20～39 歳女性
2020 年	現状	2,421	202	1,135	1,084	161
2050 年	パターン１	1,140	84	531	525	49
	シミュレーション A	1,175	110	542	523	71
	シミュレーション B	1,455	172	670	613	121
2060 年	パターン１	870	62	384	424	49
	シミュレーション A	915	86	405	424	57
	シミュレーション B	1,259	168	584	507	112

		総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	20～39 歳女性
2020 年	パターン１	-52.9%	-58.4%	-53.2%	-51.6%	-57.8%
↓	シミュレーション A	-51.5%	-45.5%	-52.2%	-51.8%	-55.9%
2050 年	シミュレーション B	-39.9%	-14.9%	-41.0%	-43.5%	-24.8%
2020 年	パターン１	-64.1%	-69.3%	-66.2%	-60.9%	-69.6%
↓	シミュレーション A	-62.2%	-57.4%	-64.3%	-60.9%	-64.6%
2060 年	シミュレーション B	-48.0%	-16.8%	-48.5%	-53.2%	-30.4%

【図表】シミュレーションによる年齢３区分別人口の変化

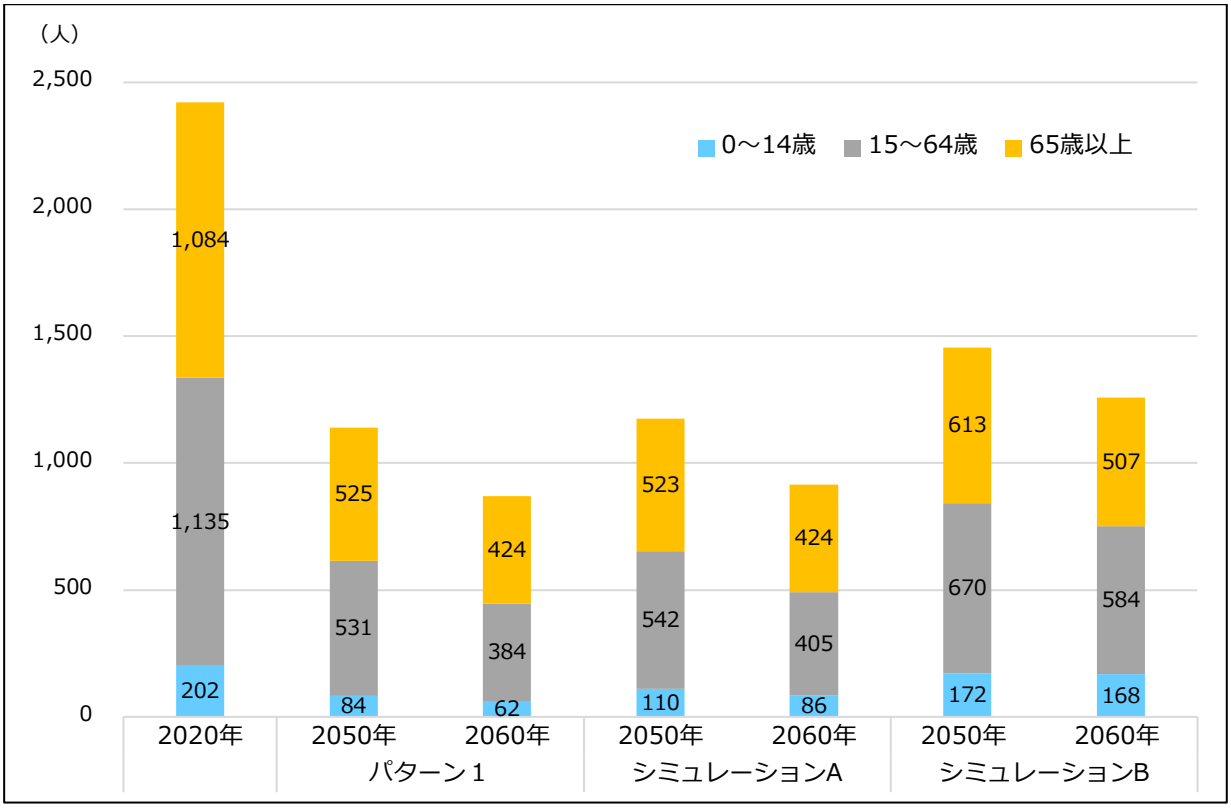

【図表】シミュレーションによる年齢３区分別人口の変化

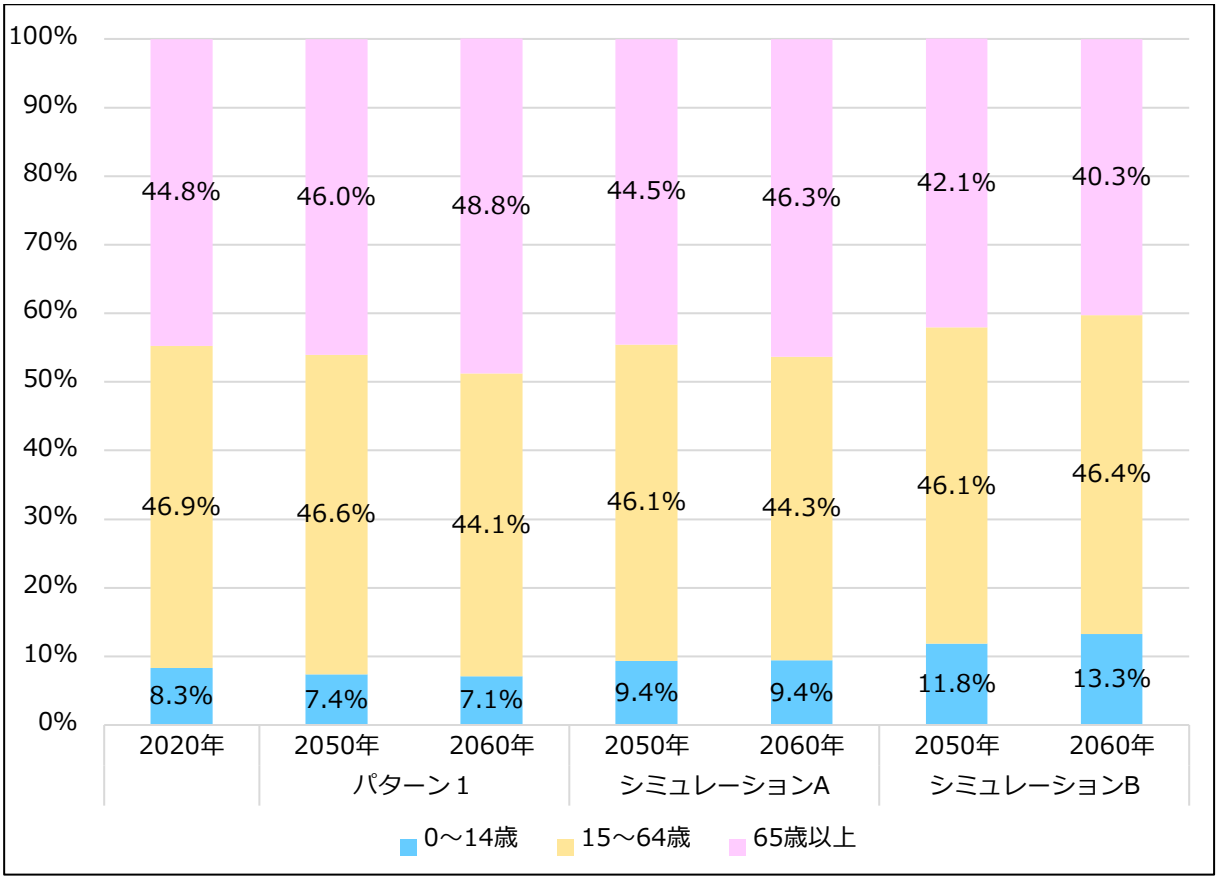

(3)老年人口割合(高齢化率)の変化

老年人口割合（高齢化率）については、パターン１では2040年（令和22年）の46.6%まで上昇し、その後も上昇を続け、2060年（令和42年）には48.7%まで上昇します。

一方、シミュレーションＡでは、2040年（令和22年）に45.8%まで上昇してからは、ほぼ横ばいで推移し、2060年（令和42年）には46.3%となります。

シミュレーションＢでは、パターン１とシミュレーションＡよりも早く、2030年（令和12年）に46.8%まで上昇してからは低下し、2060年（令和42年）には40.3%となります。

【図表】シミュレーションによる高齢化率の変化

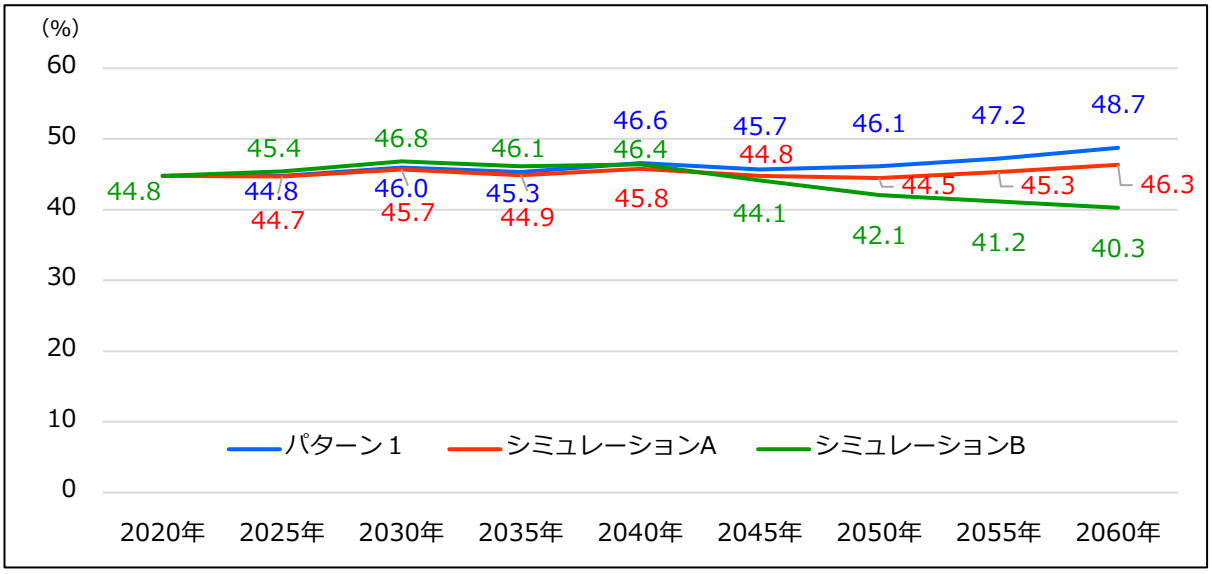

資料：まち･ひと･しごと創生本部提供ワークシートより算出して作成

第４章　人口の将来展望

１　将来展望の基礎資料となる町民アンケート（抜粋）

新たな人口ビジョンにおける目標人口及び目指すべき将来のまちづくりの方向性を検討するための基礎調査として、町民の意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果の概要は次のとおりです。

【アンケート調査概要】

・対　　象：滝上町民

・回答方法：Web 回答

・回答期間：令和６年５月 27 日から６月 21 日まで

・回答者数：157 名

回答者年齢構成

年齢	回答者数	割合	年齢	回答者数	割合
18 歳未満	1	1%	50～59 歳	34	22%
18～29 歳	14	9%	60～69 歳	31	20%
30～39 歳	27	17%	70～79 歳	16	10%
40～49 歳	33	21%	80～84 歳	1	1%

①　町民の定住意向

「今後も滝上町に住み続けたい」と「転居したい（するだろう）」の割合が１：１と、町民の転出意向が強く、その理由として、男女問わず幅広い年代で「買い物や娯楽などの利便性」と「医療や福祉サービスの利便性」が２大理由となっています。

②　重点的に推進すべき施策の町民意向

「くらし」、「担い手・雇用」、「交流・移住・定住」、「結婚・出産・子育て」の各分野において重点的に推進すべきものについて、回答の多かったものは次のとおりです。

くらし

◆保健・医療・福祉サービスの確保と充実

◆特産品や土産品の魅力向上・開発・流通強化

◆地域資源を活用した新たな産業創出

担い手・雇用

◆商工業、商店街の活性化のための支援

◆町内での就業に興味のある人材の確保対策（就業支援等）

交流・移住・定住

◆働く場や雇用の確保・創出

◆若年世代の単身者・子育て世帯向け住宅の整備・充実

◆移住・定住に向けた持ち家・土地の取得支援

結婚・出産・子育て

◆若年世代が働けるための雇用確保・創出

◆若年世代の交流の場づくり

◆子育て全般に係る経済的支援

【問】今後も滝上町に住み続けたいと思いますか？

回答	回答数	割合
住み続けたい	79	50%
住み続けたいが、いずれは町外へ転居すると思う	56	36%
町外へ転居したい	22	14%
計	157	

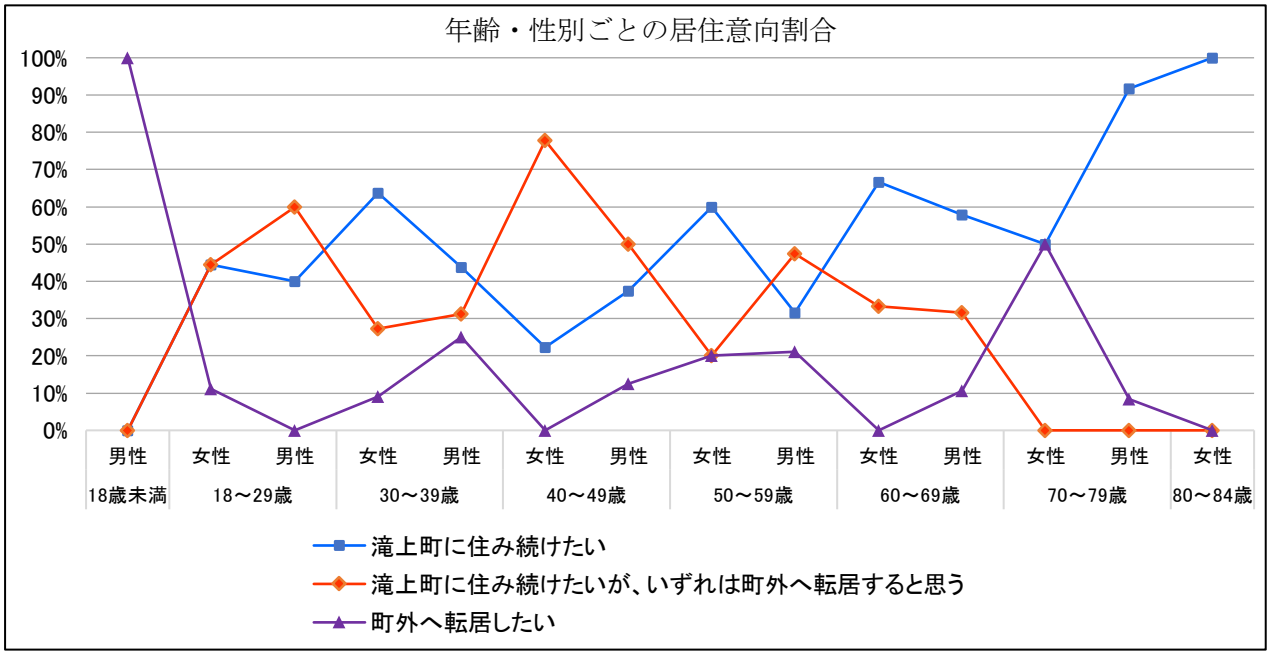

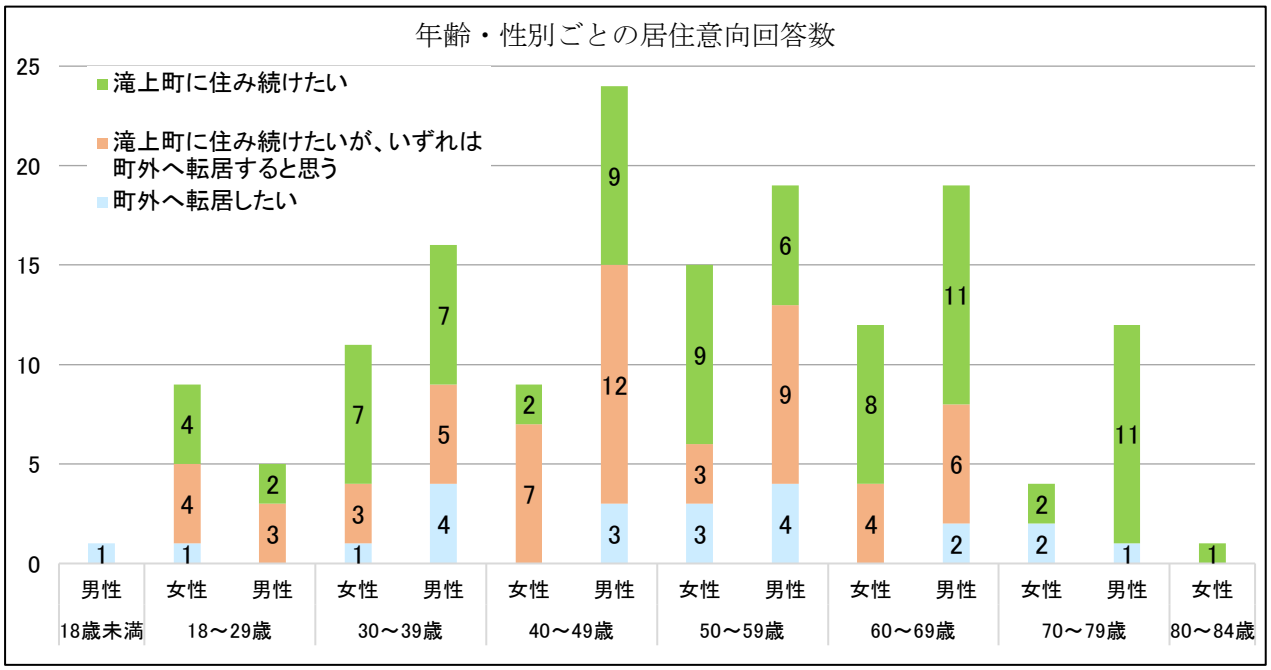

【問】「いずれは町外へ転居する」または「町外へ転居したい」の理由

回答番号	18 歳未満男性	18～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70～79 歳		計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
1．ご自身または家族の「就学」のため	50%	7%	0%	0%	8%	12%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%
2．ご自身または家族の「就職」のため	50%	7%	50%	0%	3%	0%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%
3．子どもの「子育て・教育」のため	0%	13%	0%	0%	8%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%
4．ご自身または家族の「転勤」のため	0%	0%	0%	0%	5%	0%	13%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	5%
5．ご自身または家族の「転職」のため	0%	13%	50%	0%	11%	0%	3%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	7%
6．ご自身または家族の「離職・引退」のため	0%	0%	0%	11%	5%	6%	10%	0%	22%	0%	17%	0%	0%	8%
7．結婚など家族関係の変化のため	0%	13%	0%	0%	3%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%
8．親（子）との同居・近居のため	0%	7%	0%	22%	5%	0%	7%	0%	13%	0%	25%	0%	0%	8%
9．通勤や通学の利便性のため	0%	7%	0%	0%	11%	12%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	5%
10．買い物や娯楽などの利便性のため	0%	13%	0%	22%	18%	29%	13%	27%	22%	25%	25%	50%	50%	21%
11．医療や福祉サービスの利便性のため	0%	7%	0%	33%	13%	24%	30%	27%	17%	25%	25%	50%	50%	21%
12．冬の生活（積雪や寒さ）が大変なため	0%	13%	0%	11%	8%	6%	13%	18%	4%	25%	8%	0%	0%	9%
13．その他	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	18%	4%	25%	0%	0%	0%	3%

【問】いきいきと安心して暮らせる、また、魅力あふれるわくわくするまちづくりを進める上で重点的に推進するべきと思うものは何ですか？

回答番号	18 歳未満男性	18～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70～79 歳		80～84 歳女性	計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
1．童話村構想の推進	25%	5%	6%	0%	2%	4%	3%	1%	2%	0%	3%	0%	4%	10%	3%
2．まち並み整備・景観づくり（空き家対策含む）	0%	8%	6%	7%	9%	11%	6%	9%	9%	6%	10%	6%	10%	10%	8%
3．保健・医療・福祉サービスの確保と充実	0%	15%	6%	16%	16%	13%	16%	11%	10%	19%	14%	13%	12%	10%	14%
4．高齢者の生活支援の充実	0%	5%	0%	7%	2%	2%	5%	9%	11%	8%	5%	13%	8%	10%	7%
5．住民ニーズや地域の実情に合った地域公共交通（バス・ハイヤー等）の確保	0%	0%	6%	11%	2%	11%	7%	11%	6%	15%	10%	13%	6%	10%	8%
6．災害に強いまちづくり	25%	5%	0%	0%	3%	0%	4%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	10%	2%
7．DX（デジタルトランスフォーメーション）、情報通信基盤整備の推進	0%	3%	6%	1%	7%	4%	5%	4%	6%	2%	4%	6%	5%	10%	5%
8．バイオマス利活用やゼロカーボンなどの環境に配慮したまちづくり	0%	0%	6%	1%	1%	0%	4%	3%	4%	0%	2%	6%	4%	10%	3%
9．公共施設の統廃合・集約・有効活用	25%	5%	0%	9%	8%	8%	4%	7%	10%	4%	10%	3%	9%	10%	7%
10．交通安全・防犯対策	25%	3%	6%	3%	5%	4%	1%	1%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	2%
11．公営住宅の整備・充実	0%	8%	6%	9%	6%	6%	6%	1%	5%	2%	3%	0%	1%	10%	4%
12．安全・安心な生活を支える基盤整備	0%	8%	6%	6%	7%	2%	5%	4%	6%	2%	4%	13%	5%	0%	5%
13．有害鳥獣対策	0%	8%	0%	4%	5%	2%	5%	4%	4%	8%	4%	3%	6%	0%	5%
14．芝ざくら等の観光振興による魅力やブランド力向上	0%	10%	19%	7%	6%	9%	4%	8%	3%	6%	5%	13%	6%	0%	7%
15．特産品や土産品の魅力向上・開発・流通強化	0%	13%	13%	10%	9%	9%	9%	12%	7%	6%	10%	6%	9%	0%	9%
16．地域資源を活用した新たな産業創出	0%	8%	6%	7%	6%	11%	10%	8%	12%	10%	9%	6%	10%	0%	9%
17．その他	0%	0%	6%	1%	7%	4%	6%	2%	2%	6%	3%	0%	3%	0%	3%

【問】地域における担い手対策や雇用創出を進める上で重点的に推進するべきと思うものは何ですか？

回答割合	18 歳未満男性	18～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70～79 歳		80～84 歳女性	計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
１．地元の特産品や農産物の魅力及び流通強化	25%	19%	23%	17%	4%	14%	9%	9%	3%	8%	14%	13%	6%	20%	10%
２．農業従事者・林業従事者確保のための支援	25%	8%	0%	10%	10%	6%	12%	12%	18%	11%	4%	13%	17%	20%	11%
３．商工業、商店街の活性化のための支援	25%	15%	15%	17%	12%	14%	14%	21%	6%	16%	14%	7%	4%	20%	13%
４．観光資源の整備・充実、稼ぐ観光の推進	25%	15%	15%	6%	9%	6%	4%	11%	4%	8%	9%	27%	13%	20%	9%
５．産業競争力向上のための農業・林業・商工業の基盤整備支援	0%	0%	0%	4%	7%	3%	6%	2%	13%	5%	7%	7%	13%	0%	6%
６．町内での就業に興味のある人材の確保対策（就業支援等）	0%	15%	8%	19%	9%	20%	14%	14%	15%	16%	12%	7%	8%	20%	13%
７．起業や創業、事業拡大のための支援	0%	8%	8%	4%	15%	11%	7%	4%	6%	11%	11%	0%	6%	0%	8%
８．町外の企業や大学などとの連携による人材誘致	0%	4%	8%	6%	9%	3%	5%	5%	9%	0%	7%	13%	0%	0%	5%
９．地域資源を活用した新たな産業（雇用）の創出	0%	0%	8%	10%	7%	11%	10%	5%	9%	11%	7%	0%	13%	0%	8%
10．地域おこし協力隊等の活用	0%	4%	8%	2%	3%	3%	2%	2%	7%	5%	0%	7%	4%	0%	3%
11．外国人材の活用	0%	0%	0%	0%	1%	0%	4%	4%	3%	0%	5%	0%	4%	0%	2%
12．企業誘致	0%	8%	8%	4%	10%	3%	11%	11%	7%	5%	7%	7%	10%	0%	8%
13．その他	0%	4%	0%	0%	1%	6%	4%	2%	0%	3%	4%	0%	2%	0%	2%

【問】人の流れをつくる「交流」からの移住・定住を進める上で重点的に推進するべきと思うものは何ですか？

回答番号	18 歳未満男性	18～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70～79 歳		80～84 歳女性	計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
１．芝ざくら等の観光資源や自然環境などを活かした魅力発信	50%	10%	8%	10%	3%	6%	3%	5%	7%	9%	2%	9%	7%	20%	6%
２．働く場や雇用の確保・創出	50%	20%	25%	24%	15%	19%	18%	20%	17%	26%	26%	26%	22%	20%	21%
３．若年世代の単身者・子育て世帯向け住宅の整備・充実	0%	30%	25%	24%	23%	19%	13%	16%	13%	9%	14%	9%	7%	20%	16%
４．移住・定住に向けた持ち家・土地の取得支援	0%	7%	8%	17%	13%	6%	12%	15%	7%	18%	17%	18%	5%	0%	12%
５．移住体験・就業体験の機会づくり	0%	7%	0%	10%	6%	11%	8%	5%	11%	3%	5%	3%	10%	20%	7%
６．移住体験設備の整備・充実	0%	0%	0%	2%	6%	0%	3%	3%	4%	3%	0%	3%	5%	20%	3%
７．Ｕターン希望者確保のための支援制度	0%	0%	0%	5%	6%	11%	11%	10%	7%	9%	11%	9%	5%	0%	8%
８．町外からの移住者の起業や事業への支援	0%	3%	8%	0%	5%	11%	8%	8%	10%	9%	11%	9%	17%	0%	8%
９．移住に関する情報発信・ＰＲ	0%	7%	8%	0%	3%	8%	5%	7%	4%	0%	0%	0%	10%	0%	4%
10．地域おこし協力隊等の活用	0%	0%	0%	0%	2%	3%	1%	2%	6%	3%	6%	3%	5%	0%	3%
11．町民交流・地域コミュニティ活動の活性化	0%	10%	8%	2%	6%	3%	3%	3%	3%	0%	3%	0%	0%	0%	3%
12．まちの歴史・文化を活用した魅力づくり	0%	0%	0%	0%	3%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%
13．地元出身者やゆかりのある方々との交流	0%	3%	0%	2%	2%	0%	5%	0%	0%	3%	2%	3%	5%	0%	2%
14．町外の企業や大学等との連携の推進	0%	3%	8%	2%	5%	0%	8%	5%	10%	6%	3%	6%	2%	0%	5%
15．その他	0%	0%	0%	2%	2%	3%	1%	2%	0%	3%	3%	3%	0%	0%	2%

【問】若年世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくりを進める上で重点的に推進するべきと思うものは何ですか？

回答番号	18 歳未満男性	18～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70～79 歳		80～84 歳女性	計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
１．若年世代の交流の場づくり	50%	17%	20%	8%	5%	5%	12%	9%	9%	11%	9%	19%	4%	20%	10%
２．結婚生活への経済的支援	0%	9%	13%	6%	12%	3%	6%	2%	2%	3%	5%	6%	0%	20%	5%
３．若年世代が働けるための雇用確保・創出	0%	11%	13%	11%	11%	8%	13%	21%	21%	23%	25%	19%	22%	20%	16%
４．妊娠・出産に関する相談支援や経済的支援	0%	14%	13%	15%	9%	10%	7%	5%	5%	9%	9%	0%	11%	20%	9%
５．出産から子育てまで切れ目ない相談体制の充実	0%	14%	13%	8%	7%	8%	4%	5%	5%	6%	5%	6%	13%	20%	7%
６．保育サービスの充実、こどもの居場所づくり	0%	9%	7%	17%	11%	13%	4%	10%	10%	11%	7%	6%	4%	0%	9%
７．少人数ならではの特色ある義務教育	0%	0%	7%	6%	5%	13%	6%	12%	12%	9%	4%	13%	2%	0%	7%
８．地域の特色（資源や産業など）を活用した体験・学習	50%	0%	0%	2%	3%	8%	6%	5%	5%	9%	0%	6%	7%	0%	4%
９．高等教育機関への進学・就学支援	0%	6%	7%	4%	7%	8%	14%	12%	12%	6%	11%	6%	11%	0%	9%
10．教育環境（施設・設備・支援体制など）の充実	0%	3%	0%	4%	8%	3%	11%	3%	3%	0%	7%	19%	7%	0%	6%
11．子育て全般に係る経済的支援	0%	14%	7%	11%	12%	15%	13%	7%	7%	11%	7%	0%	9%	0%	10%
12．多子世帯への支援拡充	0%	3%	0%	8%	9%	3%	5%	5%	5%	0%	5%	0%	9%	0%	5%
13．その他	0%	0%	0%	2%	0%	5%	2%	3%	3%	3%	4%	0%	0%	0%	2%

【問】他地域にはない滝上町の自慢、魅力だと思うものは何ですか？（任意回答、自由記述）

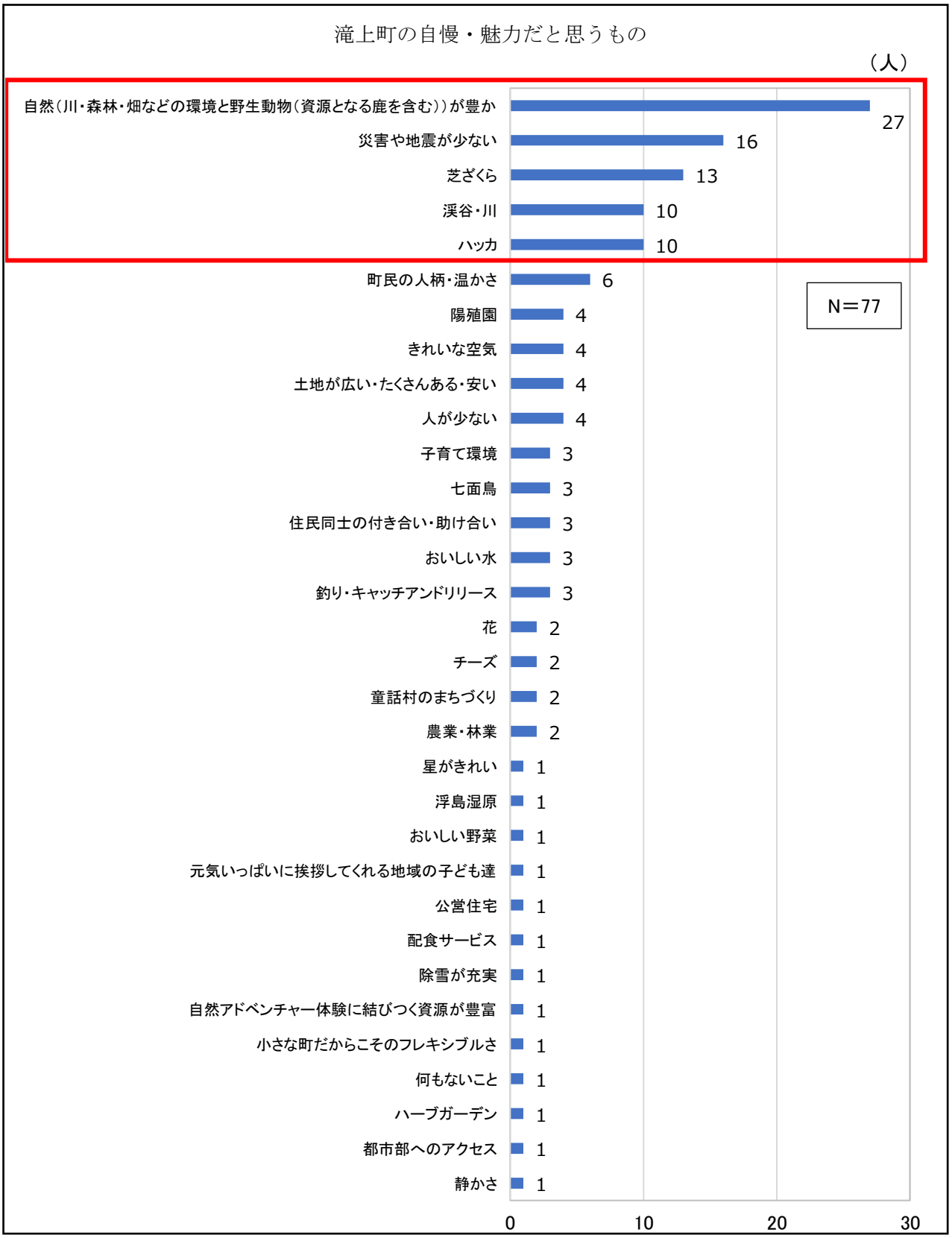

２　目指すべき将来の方向性

（1）現状と課題の整理

① 本町の人口は、1961年（昭和36年）９月に14,214人（住民基本台帳）をピークとして一貫して減少が続き、令和６年12月末現在では2,208人（住民基本台帳）となっています。

② 自然増減については、直近10年間では年平均で約37人の減少で推移しており、子育て世代の流出と出生数の減少の他、高齢化等が主な要因と考えられ、合計特殊出生率は、2018年（平成30年）～2022年（令和４年）では1.29と、北海道の1.12より高く、全国の1.26と同程度となっています。

③ 社会増減については、直近10年間では年平均で約25人の減少で推移しており、特に10～20代は進学、就職（転職）、結婚等を機に町外へ転出するケースが多いと考えられ、また、30代以降の幅広い年代において転出傾向が見られ、町内の生活環境の不便さ等の様々な理由により、町外へ転出していることが推測されます。

④ 65歳以上の老年人口に着目し、本町の人口減少段階を見ると、老年人口が1,100人前後で維持・微減する「第２段階」から、老年人口が減少する「第３段階」に移行しつつあり、社人研推計に準拠した推計では、高齢化率は2040年（令和22年）には46.6%、2060年（令和42年）には48.7%に達すると推計されています。

⑤ 社人研推計に準拠した推計によると、今後も人口減少は進み、2030年（令和12年）には1,890人と２千人を下回り、2050年（令和32年）には1,140人と2020年の人口の半分以下となり、2060年（令和42年）には870人まで減少すると推計されています。

⑥ 一方、人口推計シミュレーションにより、出生率の上昇や社会移動の改善が人口減少や高齢化の抑制に大きな効果があると示されていることから、人口減少を少しでも抑制するため、出生率及び社会移動の改善に向けた戦略的かつ体系的な施策展開が重要となっています。

（2）目指すべき将来の方向性（滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

本町の現状と課題、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、人口減少対策及び魅力的なまちづくりのための目指すべき将来の方向性として、「第６期滝上町総合計画」に照らして次の４つの考え方を基本として、自然動態及び社会動態の減少傾向を改善する取り組みを推進します。

① 誰もが“くらし”続けたいと思えるまちづくり
② 地域の“担い手”確保と地域産業の振興から稼ぐ地域への展開
③ 滝上町との“交流”から移住・定住への展開
④ 若年世代の定住から結婚・出産・“子育て”への展開

３　人口の将来展望

本町におけるこれまでの人口動向分析や希望出生率を基に、本町の目指すべき将来の方向性も踏まえ、将来人口を展望します。

（1）希望出生率の算出

将来の目標人口を設定するための基礎資料として、今回実施した町民アンケートの結果から、本町における希望出生率を算出しました。

希望出生率＝｛（既婚者割合×夫婦の予定子ども数）＋（未婚者割合×未婚者結婚希望割合×未婚者理想子ども数）｝×離死別等効果

＝｛(49%×2.38）＋（51%×100%×1.00)｝×0.966 ≒ 1.62

※まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成）の国民希望出生率の算定方法を参考とした。

≪算出根拠となる数値≫

項目	算出根拠	設定値
既婚者割合	令和２年国勢調査の 20～39 歳女性の有配偶の割合	49%
夫婦の予定子ども数	アンケート調査結果における 18～39 歳既婚女性の「理想の子ども数」の平均値	2.38
未婚者割合	100%－既婚者割合	51%
未婚者結婚希望割合	アンケート調査結果における 18～39 歳未婚女性のうち、結婚を希望する者の割合	100%
未婚者理想子ども数	アンケート調査結果における 18～39 歳未婚女性のうち、結婚を希望する者の「理想の子ども数」の平均値	1.00
離死別等効果	社人研「日本の将来推計人口（令和５（2023）年推計)」における出生中位の仮定に用いられた離死別等の影響	0.966
希望出生率	上記の数値を用いて算出	1.62

（2）将来の目標人口

社人研推計に準拠した推計では、総人口が 2020 年（令和２年）の 2,421 人から、2050 年（令和 32 年）には 1,140 人、2060 年（令和 42 年）には 870 人まで減少するとされています。

これに対し、目指すべき将来の方向性に基づく施策を推進することにより、本町の将来の目標人口として、2050 年（令和 32 年）には 1,285 人（約 1,300 人）、2060 年（令和 42 年）には 1,074 人（約 1,100 人）以上維持することを目指します。

【図表】将来の目標人口の見通し

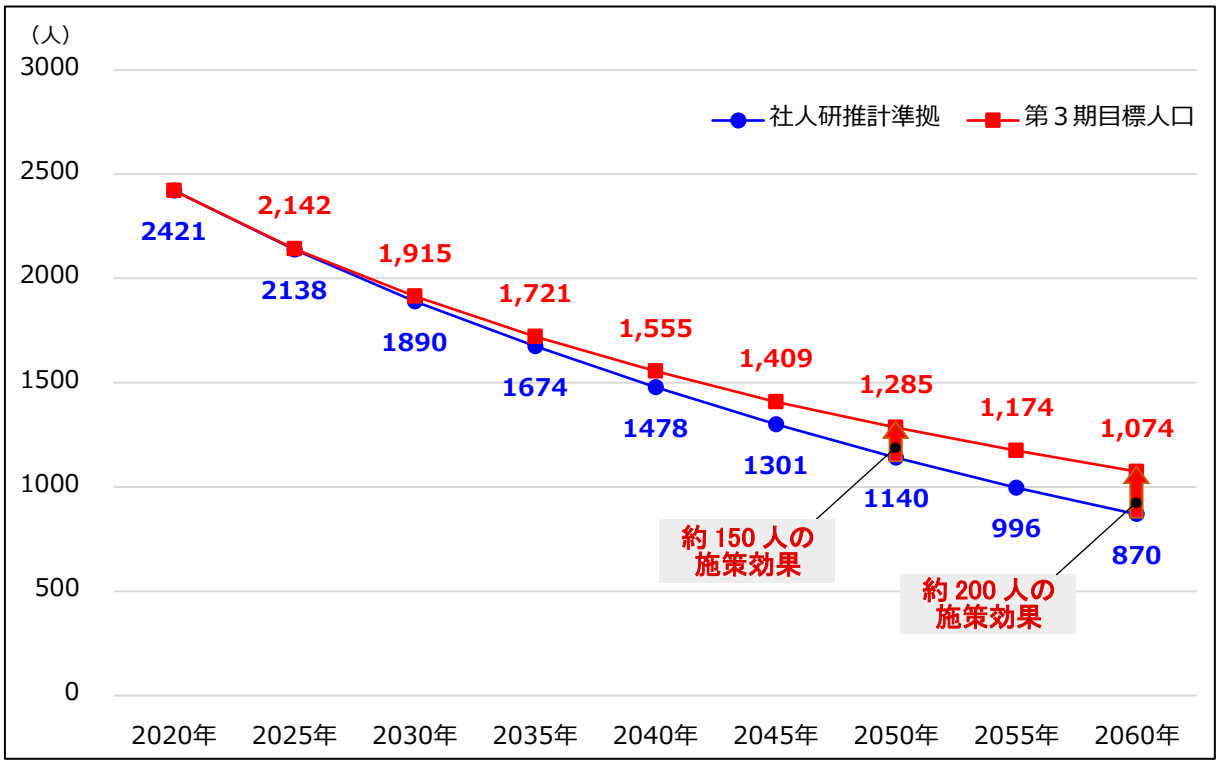

【図表】2020年（令和２年）を100とした総人口指数の見通し

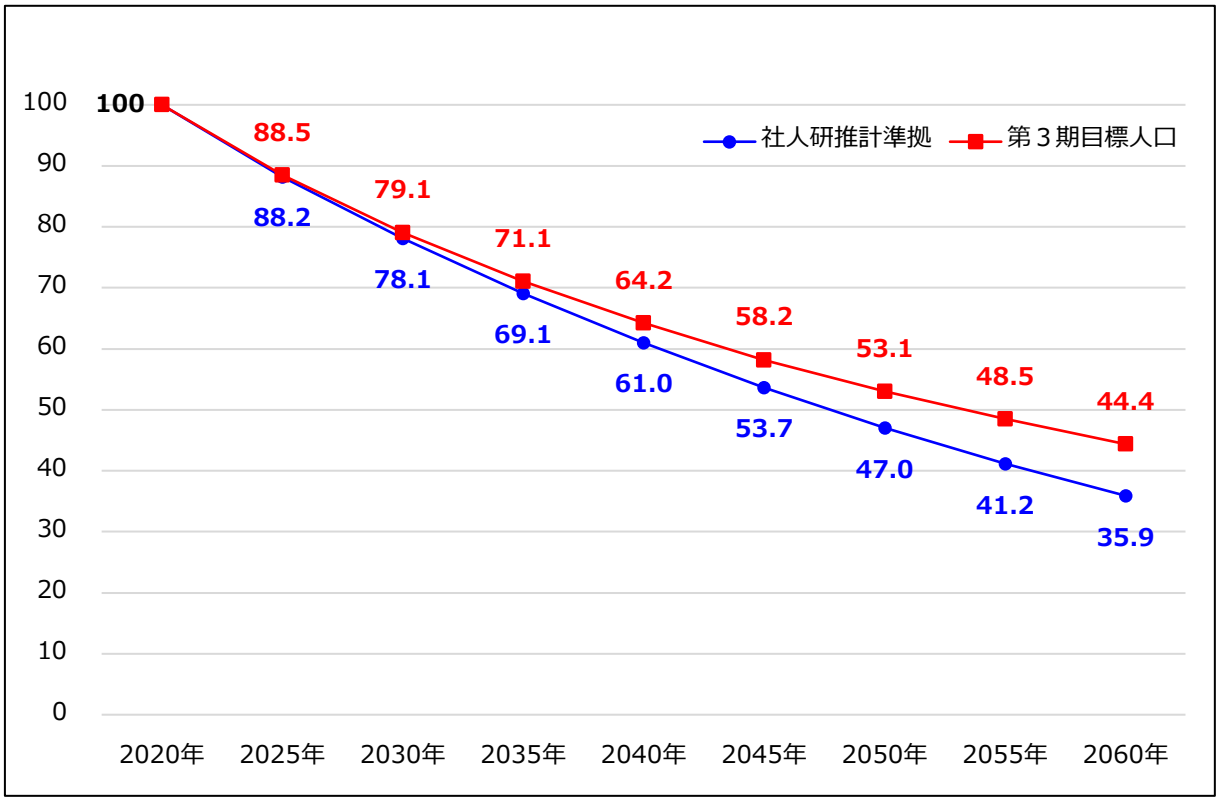

目標人口の達成に向けた設定値の考え方

①合計特殊出生率の設定

これまで合計特殊出生率の目標値を 1.98 としていましたが、人口動態保健所・市区町村別統計における 2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）の合計特殊出生率 1.29、今回行った町民アンケートにおける町民の希望出生率 1.62 という結果から、これまでの目標値と現状の乖離状況を踏まえ、実績値とこれまでの目標値の間に位置する、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（令和元年改訂版）で示されている国民希望出生率 1.80 を新たな目標値とします。

●2030 年（令和 12 年）までに合計特殊出生率 1.80 を実現する。

●2030 年（令和 12 年）以降は 1.80 を維持する。

②純移動率の設定

これまでの人口動向（社会増減）を踏まえ、下記の割合でパターン１（社人研推計準拠）の純移動率から転出超過の年代は縮小、転入超過の年代は増加させ、社会減を低減させていく設定とします。

	→2025 年	→2030 年	→2035 年	→2040 年	→2045 年	→2050 年	2055 年～
純移動率がプラスの年代	100%	110%	120%	130%	140%	150%	150%
純移動率がマイナスの年代	100%	90%	80%	70%	60%	50%	50%

（3）目標人口達成時における年齢3区分別人口・高齢化率の見通し

合計特殊出生率と純移動率が目標人口達成のための設定値どおりに改善されると、年齢３区分別人口は、2050年（令和32年）では、年少人口（0～14歳）が109人（8.5%）、生産年齢人口（15～64歳）が616人（47.9%）、老年人口（65歳以上）が560人（43.6%）となり、2060年（令和42年）では、年少人口（0～14歳）が94人（8.8%）、生産年齢人口（15～64歳）が511人（47.6%）、老年人口（65歳以上）が469人（43.7%）となります。

高齢化率に着目して見てみると、社人研推計準拠では2050年（令和32年）には46.1%、2060年（令和42年）には48.7%に達すると推計されていますが、総合戦略における各施策の効果により高齢化率の上昇が抑制されると、2050年（令和32年）には43.6%、2060年（令和42年）には43.7%まで低下すると見込まれます。

【図表】目標人口達成時における年齢３区分別人口の見通し

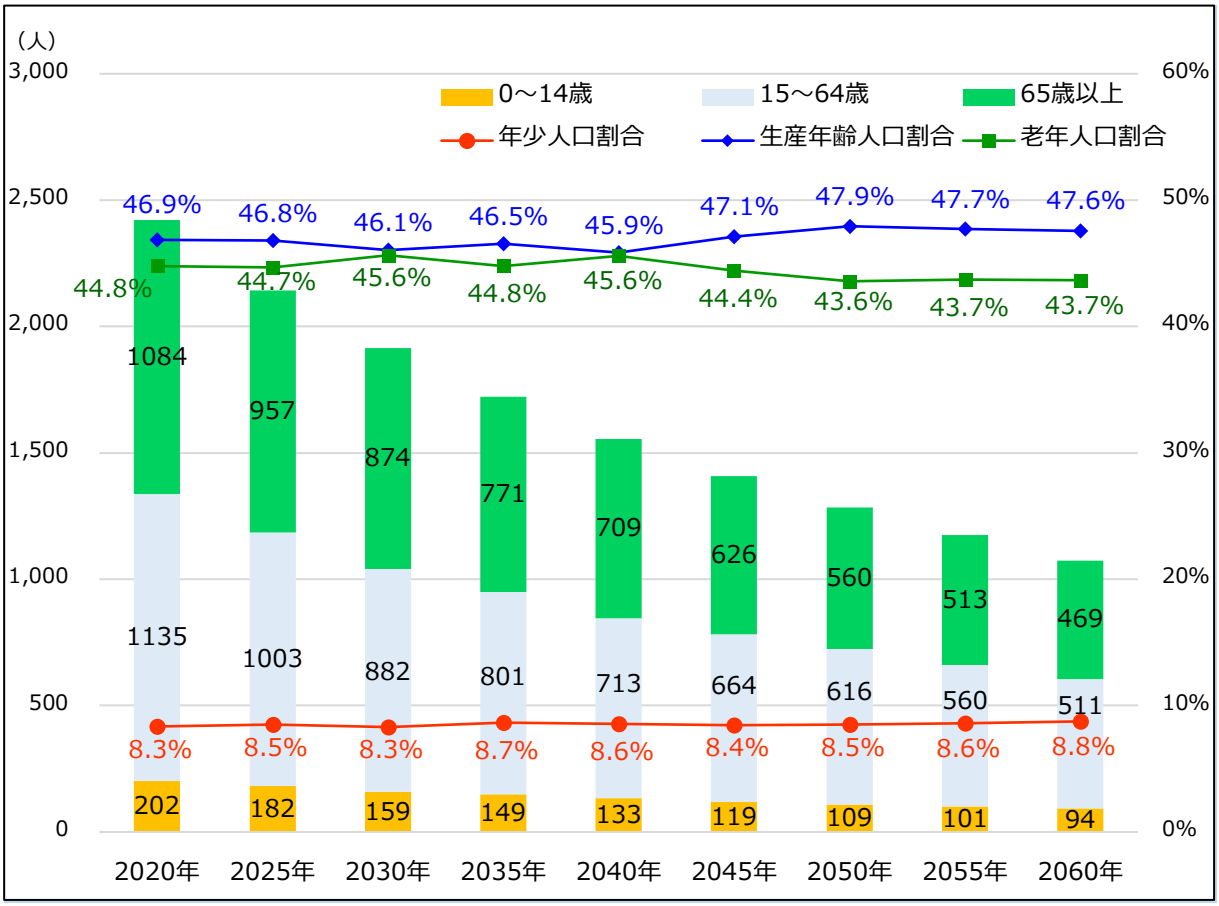

【図表】社人研推計準拠と目標人口達成時における高齢化率の推移比較

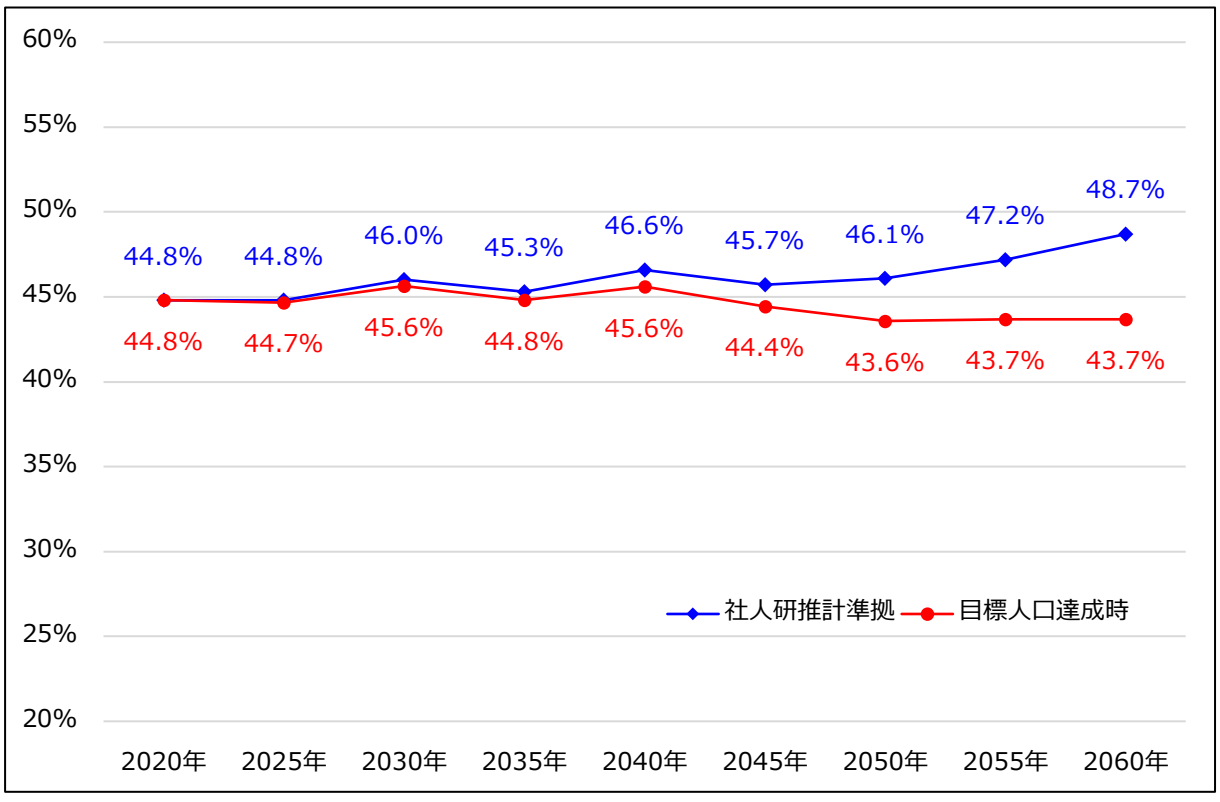

Ⅱ　総合戦略

第１章　総合戦略策定の基本的考え方

１　総合戦略の位置づけ

（1）総合戦略策定の趣旨

国は、平成 26 年度（2014 年度）に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口一極集中の是正、地域活性化をキーワードとして、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、地方創生への取り組みを進めています。

本町においても、「まち・ひと・しごと創生法」に規定する地方版総合戦略として、平成28年（2016年）３月に「滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第１期）」、令和２年（2020年）３月に「滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第２期）」を策定し、人口ビジョンにおける人口の将来展望を踏まえ、人口減少対策を主眼として、各分野において地域の個性や強みにこだわった戦略的な取り組みを推進してきました。

そうした流れの中で、近年のデジタル技術の浸透・進展などの社会情勢の変化により、国はDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展による地域社会の持続可能性の向上やWell-being（ウェルビーイング：心ゆたかな暮らし）の実現等を通じて、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現のため、令和４年（2022年）12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の抜本的な改訂を行い、令和５年度（2023年度）を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、デジタル技術の活用によって地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上のための地方創生の加速化・深化を推進することとしています。

本町の総合戦略は、国及び北海道の総合戦略の他、人口動向（目標人口）や地域課題などを踏まえ、人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化や移住・定住地として選ばれる魅力的なまちづくりを進めるための総合的かつ体系的な戦略（施策）の展開を図るために策定するものです。

国の総合戦略における政策５原則

①自主性	地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるものであること。
②将来性	施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって自主的かつ前向きに取り組むこと。
③地域性	地域の強みや魅力を活かし、地域の実態に合った施策に自主的かつ主体的に取り組むこと。
④総合性	施策の効果をより高めるため、多様な主体や他地域、施策間の連携を進め総合的な施策に取り組むこと。その上で、限られた財源等の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組むこと。
⑤結果重視	施策の結果を重視するため、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組み、その効果を客観的に評価し必要な改善を行うこと。

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業 DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光 DX、地方大学を核としたイノベーション創出　等

②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり　等

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策における DX 等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進　等

④魅力的な地域をつくる
教育 DX、医療・介護分野 DX、地域交通・インフラ・物流 DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化　等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

①デジタル基盤の整備
デジタルインフラの整備　、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICT の活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化　等

②デジタル人材の育成・確保
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保　等

③誰一人取り残されないための取組
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立　等

（2）第2期総合戦略の検証

本町では、第２期総合戦略に基づき、令和２年度（2020 年度）から４つの基本目標（「くらし」、「担い手」、「交流」、「子育て」）に沿って、人口減少対策として各分野における取り組みを推進してきました。

戦略の進捗・達成度を客観的に評価するため、基本目標に対する数値目標及び各種施策や事業に対する重要業績評価指標（KPI）を設定しており、令和５年度実績ベースで見ると、目標を達成できているものは数値目標では11項目中２項目（達成率18%）、KPIでは28項目中４項目（達成率14%）となっており、進捗率が70%に達しているものは数値目標とKPIを合わせた全体の28%（39項目中11項目）と低い達成率になっています。

一方、第２期総合戦略の計画期間中の人口推移を見ると、住民基本台帳の令和６年12月末現在の人口は2,208人となっており、第２期総合戦略策定時の2,544人（令和元年12月末

現在）から５年間で約340人の人口減少となっています。第１期総合戦略による取り組みが始まった平成28年（2016年）からの住民基本台帳人口の推移と人口推計を比較したところ、実際の人口推移は社人研の人口推計ライン通りの傾き（減少率）で減少を続けており、依然として人口減少の傾向を変えることができていません。本町の人口動態の構造は、自然動態、社会動態ともに依然として減少傾向が続いており、合計特殊出生率の低下傾向や社会減に歯止めをかけることができていません。

以上のことから、今後も引き続き粘り強く戦略的かつ体系的な人口減少対策及び地方創生に向けた取り組みを推進していく必要があります。

（3）総合戦略の内容

国の総合戦略における施策の方向性を踏まえ、本総合戦略では一定のまとまりの政策分野ごとに「基本目標」を設定し、基本目標の達成に向けて、どのような政策を推進していくのかを「戦略の基本的方向」として定めました。そして、「戦略の基本的方向」に沿って戦略期間において具体的に進める「施策」と、「施策」ごとに実施する「具体的事業」を整理しました。

また、総合戦略の政策・施策を総合的かつ計画的に推進し、その効果や達成度を客観的に把握できるよう、基本目標ごとに達成すべき数値目標を定め、各基本目標における戦略の基本的方向ごとに複数施策を関連させて重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

<table>
<tr><td rowspan="4">基本目標
（数値目標）</td><td rowspan="2">戦略の基本的方向１</td><td>施策①</td><td>・具体的事業
・具体的事業</td><td rowspan="2">（KPI）</td></tr>
<tr><td>施策②</td><td>・具体的事業
・具体的事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">戦略の基本的方向２</td><td>施策①</td><td>・具体的事業
・具体的事業</td><td rowspan="2">（KPI）</td></tr>
<tr><td>施策②</td><td>・具体的事業
・具体的事業</td></tr>
</table>

（4）総合戦略の推進方針

総合戦略の推進にあたっては、戦略期間の５年間において喫緊の課題である人口減少をはじめとした地域課題の解決や地域の魅力向上を図るため、デジタル技術を活用し、各種個別計画との整合性を図りながら、戦略的かつ分野横断的に地方創生に取り組むこととします。

また、町の行政運営上の最上位計画である総合計画との関係性については、すべての政策が総合的に網羅された総合計画上の施策や事業を推進する中で、人口減少対策や地方創生に向けた総合戦略が推進されることから、本戦略は第６期滝上町総合計画基本構想及び後期基本計画（令和６年度～令和10年度）に基づく人口減少対策分野の個別計画として、整合性を図りながら推進することとします。

(5)計画の進捗管理

総合戦略の進捗管理は、「滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会議」で毎年度行うものとし、評価・検証内容に応じ、総合戦略の見直しを検討するものとします。

評価・検証及び見直しにあたっては、社会情勢の変化なども踏まえながら、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のPDCAサイクルによる進捗管理に基づき行うこととします。

(6)持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：エスディージーズ）は、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて合意された世界共通の目標で、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標として、17の目標（ゴール）と169のターゲットを設定しています。

総合戦略の推進にあたっては、本町の最上位の行政計画である第６期滝上町総合計画基本構想及び後期基本計画に準じて、SDGsの目標達成と地方創生の取り組みを関連付けて、一体的な施策の推進を図ります。

２　総合戦略の骨子

（1）計画期間

本総合戦略の計画期間は、令和７年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの５か年とします。

（2）計画人口

人口ビジョンにおける将来の目標人口を踏まえ、2050年（令和32年）で1,285人（約1,300人）、2060年（令和42年）で1,074人（約1,100人）を実現するために、計画期間終了後の目標人口を2030年（令和12年）で1,915人とします。

（3）戦略目標・基本目標・基本的方向及び施策

人口減少に歯止めをかけ、移住・定住地として選ばれる魅力的なまちづくりを進めていくために、本町の個性や強みにこだわりながら、総合的な視点で効果的な施策を推進することを主眼とし、次のとおり戦略目標を設定します。

戦略目標

地域の魅力や強みを活かし、人口減少対策と活力ある地域づくりを推進する

戦略目標及び人口ビジョンで整理された目指すべき将来の方向性に基づき、次のとおり「くらし」、「担い手」、「交流」、「子育て」の４つの柱からなる基本目標を設定し、それぞれの基本目標の実現に向けた基本的方向を定めて重点的に取り組む方向性を示すとともに、それぞれの分野における主要な施策を定めます。

基本目標	戦略の基本的方向	施策
基本目標　1 誰もが“くらし”続けたいと思えるまちづくり	⑴　将来を見据えた魅力的なまちづくり	①　空き家対策によるまち並み整備 ②　魅力的な農村生活を支える生活基盤整備
	⑵　住民が安全・安心に暮らせるまちづくり	①　住民が安心して地域に暮らせるための医療・保健・福祉と地域公共交通対策の推進 ②　住民が安全に生活できる基盤整備と体制づくり ③　住民の生活に直結する商業等の活性化による住民生活の利便性向上
基本目標　2 地域の“担い手”確保と地域産業の振興から稼ぐ地域への展開	⑴　地域の担い手の確保・育成から地域定着への展開	①　就業支援や地域の魅力発信による農業・林業等の地域産業の担い手確保 ②　町内における起業や新規事業への支援による多様な担い手の確保と育成 ③　人材定着のための多様な支援による雇用対策の推進
	⑵　まちの資源を活用した産業振興による稼ぐ地域への展開	①　地域資源を活用した農業・林業の振興と農産品・木材製品の生産流通強化 ②　ハッカや七面鳥などの特産品の生産流通強化 ③　木質バイオマス等の再生可能エネルギーや地域資源を活用した新産業の創出

基本目標	戦略の基本的方向	施策
基本目標　３ 滝上町との“交流”から移住・定住への展開	⑴ 交流人口と関係人口の拡大から移住への展開	① 芝ざくら・渓谷・釣りなどの地域資源を活かした観光施策による交流人口の拡大 ② 移住支援の強化と移住関連情報の発信強化 ③ 町外の企業や大学等との連携による交流促進
	⑵ 移住・定住に向けた住環境づくり	① 若年単身者や子育て世代等のニーズに対応した魅力的な住まいの整備 ② 空き家の活用とも連動した持ち家の取得支援
基本目標　４ 若年世代の定住から結婚・出産・“子育て”への展開	⑴ 出会いから結婚までの支援	① 地域資源を活かした住民同士の交流拡大による若年世代の交流の機会づくり ② 結婚から定住への切れ目のない支援
	⑵ 充実した子育て支援	① 妊娠から出産・子育てまでの相談支援や保育サービス等の支援環境の充実 ② 子育てに関する経済的支援の充実 ③ 少人数ならではのきめ細やかで地域の特徴を活かした教育環境づくりと進学支援の推進

第２章　総合戦略の展開

基本目標１「くらし」
～誰もが“くらし”続けたいと思えるまちづくり～

【数値目標：令和11年度】

指標	基準値	数値目標（令和 11 年度）
今後も滝上に暮らし続けたいと思う住民の割合	50%（令和６年度）	70%
人口社会減数	△35 人/年（令和５年度）	△15 人/年

1　戦略の基本的方向

（1）将来を見据えた魅力的なまちづくり

本町は自然環境に恵まれ、都会には無い魅力的な農村生活を送ることができ、そうした地方での魅力的かつ豊かな生活を送るための基盤として、町の景観が整備されていることや、住宅、上下水道、道路、除雪体制、情報通信基盤といった生活インフラの整備・充実が必要不可欠です。

また、近年は、核家族化や高齢化等により、町内において空き家や廃屋への対策が課題となっており、魅力あふれる農村景観の維持・形成にあたり、景観面でもマイナスイメージのある空き家を活用又は整理することがますます求められるようになっています。

地域の課題となっている空き家対策とともに、豊かな農村生活を支える生活基盤の維持及び整備を進め、誰もが“くらし”続けたいと思える魅力的なまちづくりに取り組みます。

（2）住民が安全・安心に暮らせるまちづくり

ハード面の生活基盤の一方、地域の安全・安心な生活を支えるものとして、医療・保健・福祉・救急といった人命や健康に関わるサービスの他、公共交通、買い物環境といった住民の日常生活に密接するサービスは特に重要です。

今回実施した町民アンケートにおいて、医療や福祉サービスの利便性は町民の将来の定住・転出意向に強く影響を与える要因の一つであることが明らかになったことから、地域の安心な生活を支える医療・保健・福祉サービス体制の確保を推進するとともに、公共交通機関が発達していない地方での暮らしを支える地域公共交通体制の確保や、安全に生活できる基盤整備と体制づくり、生活に直結する商業等の活性化による生活利便性向上などに取り組みます。

2　戦略の基本的方向に基づく施策と具体的事業

（1）将来を見据えた魅力的なまちづくり

施策①　空き家対策によるまち並み整備		
施策方針	空き家対策は全国的な課題であるとともに、既に本町においても景観面や町民の生活環境面で大きな課題となっており、町民アンケートにおいても空き家対策を含めたまち並み整備や景観づくりの推進に対する回答が多く寄せられています。魅力的な地域づくり及び町のイメージ形成に向けて、課題となっている空き家の活用や廃屋の解体撤去などにより、まち並み整備を進めます。	
施策内容	●空き家の流通促進のための体制整備と情報発信の推進 ●活用できない廃屋の解体撤去の推進 ●まち並み景観整備の推進	
具体的事業	定住促進空き家活用事業	空き家活用事業
	まち並み整備事業	遊休町有施設の活用

施策②　魅力的な農村生活を支える生活基盤整備		
施策方針	自然豊かで魅力的な農村生活の基盤となる道路、町営住宅、上下水道、情報通信環境などの生活インフラの維持及び整備を進めます。	
施策内容	●町道や町営住宅、上下水道等の文化的で豊かな農村生活を支える生活基盤の維持及び整備 ●インターネット環境等の情報通信基盤の維持及び整備	
具体的事業	地域情報通信基盤整備推進事業	管内道路改良改修・修繕事業
	町営住宅建設事業	簡易水道事業
	町営住宅維持管理事業	特定環境保全公共下水道事業

（2）住民が安全・安心に暮らせるまちづくり

施策①　住民が安心して地域に暮らせるための医療・保健・福祉と地域公共交通対策の推進	
施策方針	医療・保健・福祉及び地域公共交通は、地域の生活に欠かすことのできないサービスであり、特に医療・保健・福祉サービスの重要性は町民アンケートの結果からも明らかになっています。 地域の安心な生活を支える医療・保健・福祉及び地域住民の暮らし・移動を支える地域公共交通は、住民の生活に直結する重要な基盤であるとともに定住及び移住の推進にも直結する重要な課題であるため、サービス提供体制の確保・整備を進めます。

施策①　住民が安心して地域に暮らせるための医療･保健･福祉と地域公共交通対策の推進		
施策内容	●医療従事者の確保等をはじめとした医療体制の確保・整備 ●保健・福祉サービスの推進 ●住民のニーズや地域の現状に合った地域公共交通体制の確保・整備	
具体的事業	医療体制の確保・整備	在宅高齢者ショートステイ事業
	救急体制確保事業	高齢者等在宅生活支援事業
	救急搬送者ハイヤー乗車助成事業	高齢者・障がい者ハイヤー乗車助成事業
	健康診査事業	人工透析通院困難患者移動支援事業
	検診事業	在宅障がい者通所交通費助成事業
	高齢者世帯等除雪費助成事業	地域公共交通確保対策事業
	介護人材確保育成事業	石油価格高騰緊急対策事業

施策②　住民が安全に生活できる基盤整備と体制づくり		
施策方針	本町は他市町村と比較して地震が少なく、その他の自然災害も比較的少ない地理・気候条件を有しており、従来からこうした強みを活かすための災害対策や情報通信基盤整備などを推進しています。住民の生命や財産を守るため、自然災害などの防災基盤整備や高齢者等の生活弱者への安全対策（見守り等）など、安全に生活できる地域づくりを進めます。	
施策内容	●自然災害から住民の生命と財産を守るための防災基盤整備 ●高齢者等の生活弱者の見守り支援の推進 ●町内会をはじめとした地域コミュニティにおける住民連携の強化 ●上記以外の住民の安全な生活を支える基盤・体制づくり	
具体的事業	携帯電話不感地帯対策事業	要援護者対策事業
	町内会関係事業	有害鳥獣対策事業
	防犯灯維持・整備事業	小規模治山事業
	交通安全対策事業	準用・普通河川整備事業
	災害対策事業	高齢者等在宅生活支援事業（再掲）

施策③　住民の生活に直結する商業等の活性化による住民生活の利便性向上		
施策方針	町内の飲食店や小売店の減少は、町民の日常生活の利便性に直結する課題となっており、町民アンケートの結果から、買い物等の利便性は町民の定住・転居意向に強く影響することが明らかになっています。一方で、近年、町内において起業や新規事業に取り組む事業者も見られ、こうした取り組みに対する支援による商業やサービス業の充実・活性化が求められており、地域の豊かで便利な生活に直結する商業等の活性化に向けた起業や新規事業への支援など、町内での買い物利便性向上に向けた取り組みを進めます。	
施策内容	●飲食や小売り等の住民生活に直結する業種の起業や新規事業への支援 ●地域商店街の活性化 ●買い物利便性向上に向けた支援策の検討	
具体的事業	中小企業育成振興事業	商工業後継者・担い手チャレンジ応援事業
	企業振興促進事業	まちなか活性化テナント事業
	地域商店街再生事業	プレミアム付商品券事業

3　重要業績評価指標（KPI）

（1）将来を見据えた魅力的なまちづくり

指標	基準値	目標値（令和11年度）
空き家（廃屋）の解体撤去件数	11件/年（令和５年度）	５年間で60件 （12件/年）
住民の暮らし満足度	―	70%

（2）住民が安全・安心に暮らせるまちづくり

指標	基準値	目標値（令和11年度）
診療科体制	４科（令和６年度） （内科、外科、整形外科、歯科）	４科（現状維持）
特定健診受診率	51.7%（令和５年度）	60%
路線バス運行系統数	４（令和６年度）	４（現状維持）
安全・安心メール登録者数	373人（令和５年度）	450人
商工会加入事業者数	101（令和５年度）	100以上

基本目標２「担い手」
～地域の“担い手”確保と地域産業の振興から稼ぐ地域への展開～

【数値目標：令和11年度】

指標	基準値	数値目標（令和 11 年度）
地域産業の担い手確保数	29.3 人/年 （令和３～５年度平均）	５年間で 160 人 （32 人/年）

1　戦略の基本的方向

（1）地域の担い手の確保・育成から地域定着への展開

本町の基幹産業である農業と林業の担い手確保は、地域の産業振興における重要な取り組みであるとともに人口減少対策への手立てともなる重大な課題となっています。また、近年は、農業や林業以外に、建設業や製造業、各種サービス業など、本町の様々な地域産業において担い手不足が課題となっています。

こうした現状を踏まえ、地域の産業振興及び人口減少対策として、町外から人材を呼び込む他、新規事業の拡大や起業への支援、町内に就業した人材の町内への定着促進など、産業ごと・対象者ごとに多種多様な対策に取り組み、１次産業から３次産業に亘って地域産業の担い手対策を推進します。

（2）まちの資源を活用した産業振興による稼ぐ地域への展開

本町は農村地域として、地域の資源を活用した農業と林業により農林産物の生産・供給の役割を担っており、農業と林業は本町の基幹産業として地域経済の柱となる他、重要な雇用の場ともなっています。

また、本町では、ハッカや七面鳥などの他地域にはない農畜産物を生産しており、特産品として地域の知名度向上や地域の産業振興に寄与しています。

一方、本町の経済構造としては、基幹産業である農業と林業の１次産業を基盤として、建設業や農産品加工業、木材加工業などの２次産業が発達し、これらの産業が地域経済を牽引しています。

こうした地域の特徴や強みを的確に捉え、地域経済の活性化や雇用の場の確保、そして地域の活力維持のため、地域資源を活用した農業と林業を軸とした強い産業づくりと地域の主要産業の振興を図り、自立・循環型の経済基盤に立脚した稼ぐ地域づくりを進めます。

2　戦略の基本的方向に基づく施策と具体的事業

（1）地域の担い手の確保・育成から地域定着への展開

施策①　就業支援や地域の魅力発信による農業・林業等の地域産業の担い手確保		
施策方針	従来から本町の基幹産業である農業と林業は地域経済の基盤となる他、雇用の場ともなっており、町外からの移住者確保にも繋がっていますが、近年、農業・林業をはじめとした地域の様々な産業において人材不足が課題となっていることから、就業支援や地域の魅力発信等により、町内の各産業の担い手確保に向けた取り組みを推進します。	
施策内容	●農業後継者対策や新規就農者支援による農業の担い手対策の推進 ●林業・木材産業の担い手対策の推進 ●農業・林業以外の他の地域産業の担い手対策の推進 ●外国人材の確保対策及び定着支援の推進 ●地域の就業支援や魅力などに関する情報発信の強化	
具体的事業	農業後継者対策事業	林業・木材産業担い手対策推進事業
	新規就農者対策事業	移住対策推進事業
	酪農組合支援事業	インターンシップ奨励事業

施策②　町内における起業や新規事業への支援による多様な担い手の確保と育成		
施策方針	近年、２次産業・３次産業の担い手の減少により商工業者が減少し、地域の活況に影響が及んでおり、町民アンケートにおいても商工業の活性化支援の推進に対する回答が多く寄せられ、地域経済や地域住民の生活を支える２次産業・３次産業の重要性が高まっていることから、起業や新規事業への支援による多様な担い手の確保と育成を推進します。	
施策内容	●商工業の担い手確保や安定的な雇用創出のための支援 ●起業や新規事業等への支援による商工業の振興	
具体的事業	企業振興促進事業（再掲）	商工業後継者・担い手チャレンジ応援事業（再掲）

施策③　人材定着のための多様な支援による雇用対策の推進	
施策方針	本町では、20代～30代の若年層の転入がある一方で、転出も認められ、就業等で町内に移住してきた人材の一部が何等かの理由で転出していることが推測されます。人口減少対策及び担い手確保対策として、こうした離職による人材の流出を防ぐため、町内に就業した人材の定着を図る取り組みを推進します。

施策③　人材定着のための多様な支援による雇用対策の推進		
施策内容	●事業体の経営基盤安定化支援などによる雇用対策の推進 ●地域産業への就業に対する多様な支援の検討 ●地域の雇用情報の集約及び発信	
具体的事業	雇用奨励対策事業	林業・木材産業担い手対策推進事業（再掲）
	ふるさと人材確保対策事業	商工業後継者・担い手チャレンジ応援事業（再掲）
	介護人材確保育成事業（再掲）	

(2)まちの資源を活用した産業振興による稼ぐ地域への展開

施策①　地域資源を活用した農業・林業の振興と農産品・木材製品の生産流通強化		
施策方針	地域資源を活用した農業や林業・木材産業といった基幹産業は本町の強みであり、地域の自立・循環型の経済を支えるとともに雇用の場の確保にも繋がる重要な基盤であるため、競争力強化による基幹産業の振興を図り、豊かな地域づくりを推進します。	
施策内容	●農業振興の推進 ●林業振興の推進 ●木材産業振興の推進	
具体的事業	高収益生産向上推進事業	民有林総合対策事業
	農地整備推進事業	木質資源地産地消促進事業
	地域農作物生産安定化支援事業	特定増殖事業
	農業生産基盤強化事業	森林環境保全整備事業
	森林認証推進事業	町有林管理事業

施策②　ハッカや七面鳥などの特産品の生産流通強化		
施策方針	ハッカや七面鳥は、他地域との差別化を図ることができる本町の強みであり、町の知名度向上や加工業への展開などが期待される重要な地域資源です。 特産品や土産品の振興については、町民アンケートにおいてもその推進に対する回答が多く、本町の強みであるこれらの特産品（地場産品）の生産流通体制の強化を推進し、地域の産業振興への展開を図ります。	
施策内容	●ハッカと七面鳥の生産流通体制の強化 ●ハッカと七面鳥に関する情報発信及びプロモーションの推進 ●地場産品振興の推進	
具体的事業	地場産品振興事業	農産品加工研究施設事業
	ハッカ振興対策事業	情報発信・プロモーション事業

施策③　木質バイオマス等の再生可能エネルギーや地域資源を活用した新産業の創出		
施策方針	従来から豊富な森林資源は本町の強みであり、そこから展開されている木質バイオマスによる再生可能エネルギーの利活用は、地域の資源循環と経済循環に繋がっており、将来に向けた地域脱炭素と一体的に更なる資源と経済の地域内循環への取り組みを推進します。また、まだ有効活用されていない新たな地域資源の活用についても検討を進めます。	
施策内容	●木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの活用による地域脱炭素（ゼロカーボン）の推進 ●エゾシカ等の新たな地域資源の活用の検討	
具体的事業	ゼロカーボンバイオマスタウン推進事業	特産品開発事業
	森林バイオマス資源活用事業	エゾシカ等を活用した地域産品の検討

3　重要業績評価指標（KPI）

（1）地域の担い手の確保・育成から地域定着への展開

指標	基準値	目標値（令和11年度）
新規農業従事者の確保数	1.8人/年 （令和２～５年度平均）	５年間で10人 （２人/年）
新規林業従事者の確保数	３人/年 （令和２～５年度平均）	５年間で20人 （４人/年）
新規事業者の確保数	４件/年（令和５年度）	５年間で10件 （２件/年）
２次産業及び３次産業の新規従事者の確保数	12.7人/年 （令和３～５年度平均）	５年間で75人 （15人/年）
インターンシップ奨励補助件数	－	５年間で50件 （10件/年）

（2）まちの資源を活用した産業振興による稼ぐ地域への展開

指標	基準値	目標値（令和11年度）
林業・木材産業基盤整備件数	３件/年 （令和２～５年度平均）	５年間で15件 （３件/年）
ハッカ及び七面鳥の返礼品によるふるさと納税件数	275件/年（令和５年度）	350件/年
新たな地域産品の創出	２件/年（令和５年度）	５年間で５件 （１件/年）

基本目標３「交流」
～滝上町との“交流”から移住・定住への展開～

【数値目標：令和 11 年度】

指標	基準値	数値目標（令和 11 年度）
０歳～74 歳転入者数	75 人/年（令和５年度）	90 人/年

1　戦略の基本的方向

（1）交流人口と関係人口の拡大から移住への展開

移住を推進するためには、滝上を知ってもらい、来てもらうことから始まります。本町には、町を知ってもらうためのきっかけとして芝ざくらや錦仙峡、釣りなどの観光資源があり、町の強みでもあるこれらの観光資源を活かしたプロモーションや観光客の誘客を通じた交流人口の拡大の他、関係人口への展開も図り、将来の移住・定住へと結び付けます。

また、移住支援の推進や移住情報の発信強化、町外の企業や大学等との連携による交流促進にも取り組み、交流人口と関係人口の拡大から移住への展開を目指します。

（2）移住・定住に向けた住環境づくり

地域産業の担い手確保対策などにより町外から移住者を受け入れ、また、住民の定住化を進めるにあたり、生活基盤となる住宅が確保されていなければ、担い手確保や移住・定住の推進への大きな支障となるため、住環境は重要な受入基盤となります。また、町内には民間の不動産事業者やアパート経営者が不在であるため、町内で住宅を確保するための支援はより重要になっています。

移住・定住において町内に住むきっかけや世帯構成は様々であるため、若年単身者や子育て世代等のニーズに対応した住宅整備や、空き家の活用とも連動した持ち家取得支援により、町内で長く快適に暮らせる住環境づくりの支援を推進します。

2　戦略の基本的方向に基づく施策と具体的事業

（1）交流人口と関係人口の拡大から移住への展開

施策①　芝ざくら・渓谷・釣りなどの地域資源を活かした観光施策による交流人口の拡大		
施策方針	移住者の増加を図るためには、滝上を訪れる交流人口の拡大や、将来の関係人口の創出、移住へのきっかけづくりを推進する必要があります。本町の強みである芝ざくらや錦仙峡、釣りなどの観光資源を活かし、交流人口の拡大から関係人口への展開・拡大を推進します。	
施策内容	●芝ざくら、錦仙峡、ハーブガーデン等の観光資源を活用した交流人口の拡大 ●キャッチアンドリリース（釣り）による交流人口の拡大 ●ユニバーサルツーリズムの推進 ●観光資源による地域プロモーションの推進	
具体的事業	芝ざくら滝上公園関連事業	キャッチアンドリリース事業
	渓谷遊歩道整備事業	パークゴルフ場事業
	ハーブガーデン事業	観光プロモーション事業
	ユニバーサルツーリズム推進事業	

施策②　移住支援の強化と移住関連情報の発信強化		
施策方針	移住対策は人口減少対策のみならず、地域産業の担い手確保など、様々な地域課題に直結する施策であり、移住者の確保・増加に向けて、東京圏からのUIJターンへの支援、地域おこし協力隊の活用、就業体験・移住体験、移住関連情報の発信などの取り組みを強化し、移住先として選ばれる・町外から人材を呼び込める地域づくりを推進します。	
施策内容	●移住に係る多様な支援の推進 ●移住の前段階となる就業体験や移住体験の推進 ●移住関連情報の発信強化	
具体的事業	地方生活実現パッケージ事業	オホーツク紋別空港利用助成事業
	地域おこし協力隊事業	移住対策推進事業（再掲）
	インターンシップ奨励事業（再掲）	定住促進空き家活用事業（再掲）

施策③　町外の企業や大学等との連携による交流促進		
施策方針	本町は従来から高知県越知町との友好交流事業に取り組んでおり、地域間での経済的、社会的、文化的な相互交流により地域振興を図っています。 近年は、企業等の社会貢献活動が活発になっており、専門的な知見や得意分野を持つ企業や大学等と連携することは、多分野にわたる様々な地域課題の解決を図る上で大きな手立て・支援となることから、町外の企業や大学等との連携・交流を推進します。	
施策内容	●包括連携協定による町外の企業や大学との連携強化 ●高知県越知町をはじめとした他地域との交流の推進 ●企業版ふるさと納税による町外企業との連携強化	
具体的事業	包括連携協定による交流事業	企業版ふるさと納税
	友好交流事業	ふるさと会事業

(2)移住・定住に向けた住環境づくり

施策①　若年単身者や子育て世代等のニーズに対応した魅力的な住まいの整備		
施策方針	住環境は地域の豊かな生活に必要不可欠な基盤であり、町民アンケートにおいても若年単身者や子育て世帯向け住宅の整備・充実に対する回答が多く寄せられています。さらに、住環境は地域産業の担い手確保や移住対策においても重要な要素であり、地域における魅力的な住環境へのニーズは高まっています。 そのため、若年単身者や子育て世代等のニーズに合った快適で「住みたい・住み続けたい」と思える住まいの整備を推進し、移住・定住に向けた魅力的な住環境づくりに取り組みます。	
施策内容	●雇用促進住宅の整備検討 ●移住者を対象とした定住促進住宅の提供 ●町営住宅の整備・充実による住環境づくり	
具体的事業	町営住宅建設事業（再掲）	雇用促進住宅整備事業
	町営住宅維持管理事業（再掲）	定住促進空き家活用事業（再掲）

施策②　空き家の活用とも連動した持ち家の取得支援	
施策方針	移住・定住において、住宅へのニーズは家族構成や世代等によって様々であり、本町では従来から持ち家取得支援に取り組んでいますが、近年、新築住宅価格の高騰により空き家を改修した持ち家取得へのニーズの高まりもあることから、従来の新築・中古住宅改修に対する支援に加え、空き家の活用とも連動した支援により、持ち家取得支援を推進します。

施策②　空き家の活用とも連動した持ち家の取得支援		
施策内容	●新築・中古住宅改修による持ち家取得支援 ●空き家の流通促進のための体制整備と情報発信の推進（再掲） ●空き家を活用した持ち家取得支援の強化	
具体的事業	定住促進空き家活用事業（再掲）	ずっと住まいるたきのうえ！支援事業
	空き家活用事業（再掲）	

3　重要業績評価指標（KPI）

（1）交流人口と関係人口の拡大から移住への展開

指標	基準値	目標値（令和11年度）
芝ざくらまつり観光入込客数	31,715人（令和５年度）	35,000人/年
地域おこし協力隊確保数	３人（令和５年度）	10人
移住相談件数	13件/年（令和５年度）	15件/年

（2）移住・定住に向けた住環境づくり

指標	基準値	目標値（令和11年度）
町営住宅改修件数	４戸/年（令和６年度）	５年間で20戸 （４戸/年）
雇用対策を目的とした住宅確保数	―	５年間で８戸
ずっと住まいるたきのうえ！支援事業件数（改修）	3.8件/年 （令和２～５年度平均）	５年間で25件 （５件/年）
ずっと住まいるたきのうえ！支援事業件数（新築）	2.3件/年 （令和２～５年度平均）	５年間で10件 （２件/年）

基本目標４「子育て」
～若年世代の定住から結婚・出産・“子育て”への展開～

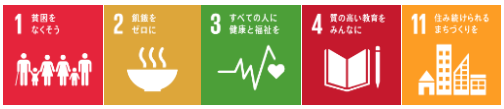

【数値目標：令和 11 年度】

指標	基準値	数値目標（令和 11 年度）
合計特殊出生率	1.68（令和５年度）	1.80

1　戦略の基本的方向

（1）出会いから結婚までの支援

国内全体で未婚化と晩婚化が進行している現代において、結婚・出産・子育てという一連のライフステージにおける支援にあたり、その入口として、若年世代を中心とした「出会いと交流」の機会づくりが重要となっています。

また、全国的に経済的事情を理由として未婚の男女が結婚に踏み切れないという社会課題も確認されていることから、若年層の出会いや交流の機会づくりのみならず、結婚生活支援、雇用対策、住環境整備など、地域における出会いから結婚までの総合的な支援環境づくりを推進します。

（2）充実した子育て支援

本町の合計特殊出生率は継続して低下傾向にあり、社人研の将来人口推計では、年少人口は今後も減少し続け、少子化がますます進行するとされています。少子化を抑制するためには、結婚を控えた若年世代や子育て世代が子どもを望み、産み育てたいと将来に向けて展望を持ってもらうことが重要であることから、地域において結婚から出産・子育てへの希望を持ち、安心して希望をかなえられる子育て支援環境づくりを推進します。

また、充実した子育て支援の情報発信により、「滝上で子育てをしたい」、「滝上に住みたい」という意識の醸成を目指します。

2　戦略の基本的方向に基づく施策と具体的事業

（1）出会いから結婚までの支援

施策①　地域資源を活かした住民同士の交流拡大による若年世代の交流の機会づくり		
施策方針	町内には様々な業種・職場で若年層の人材が働いていますが、仕事の内容により勤務時間等の働き方は多種多様であり、さらに、町内の飲食店の減少などにより、町内における若年世代の出会いと交流の機会が少なくなっています。 町民アンケートにおいても若年世代の交流の場づくりの推進に対する回答が多く寄せられており、地域の課題として捉え、文化イベントやスポーツイベントなどの各種町内イベントを通じた住民交流の拡大から、若年世代の出会いと交流へ繋ぐ取り組みを推進します。	
施策内容	●町内における文化イベントやスポーツイベント等の各種交流事業の推進 ●学びを通じた住民同士の交流の推進 ●若年世代の出会いと交流の推進	
具体的事業	自主企画事業	ふるさとまつり等の各種イベント事業
	コミュニティカフェ	各種地域住民交流事業
	スポーツ振興事業	

施策②　結婚から定住への切れ目のない支援		
施策方針	近年、全国的に経済的事情を理由として未婚の男女が結婚に踏み切れないという社会課題が確認されており、本町においてもそうした障壁を取り除き、若年層の町内定住へ繋げるため、結婚生活に対する経済的支援や雇用対策など、町内において結婚を希望する人が希望するタイミングで結婚をかなえられるための総合的な支援環境づくりを推進します。	
施策内容	●結婚生活に対する経済的支援 ●若年世代が働けるための雇用確保・創出 ●若年世代のニーズに対応した住環境づくり	
具体的事業	少子化対策重点推進事業	雇用促進住宅整備事業（再掲）
	町営住宅建設事業（再掲）	ずっと住まいるたきのうえ！支援事業（再掲）

(2)充実した子育て支援

施策①　妊娠から出産･子育てまでの相談支援や保育サービス等の支援環境の充実		
施策方針	妊娠から出産･子育てにおける相談支援や保育サービスは、地域における出産･子育て支援における最も重要な基盤であるとともに、滝上への移住を検討する子育て世代及び現在町内に住んでいる子育て世代から重要視されるサービスとなっています。 そのため、子育て世代の移住･定住先として選ばれる地域づくりを進めるため、相談支援や保育サービス等の支援環境の充実を推進します。	
施策内容	●妊娠から出産・子育てに関する相談支援 ●こども園における保育サービスの提供 ●子どもの居場所づくり ●上記以外の妊娠から出産・子育てに関する支援の推進	
具体的事業	不妊治療費助成事業	妊婦のための支援給付事業
	母子保健事業	子育て支援室事業
	妊婦健康診査事業	認定こども園事業
	乳幼児健診事業	放課後子供教室
	産後ケア事業	

施策②　子育てに関する経済的支援の充実		
施策方針	本町は従来から子育て支援施策の一環として経済的支援を推進し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいますが、社会情勢の変化により支援に対するニーズも多様化しており、町民アンケートにおいても子育て全般に係る経済的支援の推進に対する回答が多く寄せられています。 今後も移住者や町内に住む子育て世代に選ばれる地域づくりを進めるため、ニーズの変化に対応した子育てに関する経済的支援を推進します。	
施策内容	●妊娠から出産、子育てにおける子どものライフステージに応じた経済的支援の推進	
具体的事業	出産準備金助成事業	乳幼児等医療給付事業
	出産準備宿泊費助成事業	要保護準要保護児童・生徒援助事業
	子育て応援金支給事業	部活動大会派遣費補助金
	認定こども園保育料の軽減	遠距離通学児童・生徒通学助成
	言語治療学級交通費補助	

施策③　少人数ならではのきめ細やかで地域の特徴を活かした教育環境づくりと進学支援の推進		
施策方針	本町は高等学校が無いため、高校から町外へ通学・就学することになり、教育面における本町の弱みとなっており、移住・定住の推進においても大きなマイナス要素となっています。その一方で、これまで町内の義務教育において小規模校の強みを活かした特色ある教育施策の推進を図っており、本町の教育面における弱みを補うためにも、子どもの多様な可能性を伸ばす、少人数ならではのきめ細やかで地域の特徴を活かした質の高い教育と進学支援を推進します。	
施策内容	●地域の特色ある教育の推進 ●子どもの学習支援環境づくりの推進 ●高等教育機関への進学・就学支援	
具体的事業	食育地産地消推進事業	学習支援事業
	高等学校就学支援事業	郷土学習・ふるさと教育事業
	ＩＣＴ教育加速化推進事業	ブックスタート事業
	スポーツ施設整備事業	こどもスポーツ振興事業
	社会教育・文化施設整備事業	図書館事業
	スクールバス運行事業	学校教育施設整備事業

3　重要業績評価指標（KPI）

（1）出会いから結婚までの支援

指標	基準値	目標値（令和11年度）
婚姻数（町内関係分）	10 件/年（令和５年度）	５年間で 50 件 （10 件/年）

（2）充実した子育て支援

指標	基準値	目標値（令和11年度）
出生数	13人/年（令和５年度）	５年間で75人 （15人/年）
年少人口転入数	１人/年（令和５年度）	５年間で５人 （１人/年）
学習支援事業利用登録者割合	―	30%

ー資　料　編ー

滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成 27 年告示第 70 号

(設置)

第 1 条　まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条の規定に基づく滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、広く関係者からの意見を聴取するため、滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条　委員会においては、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

(1)　総合戦略の策定に関する事項

(2)　総合戦略の推進及び検証に関する事項

(3)　まちづくりビジョン(まちの将来像とまちづくりの基本目標)の策定に関する事項

(4)　その他特に必要と認められる事項

(組織)

第 3 条　委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　関係機関の職員

(2)　関係諸団体の役職員

(3)　学識経験者

(4)　前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、町長が任命し、副委員長は委員の中から互選する。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条　委員会の庶務は、まちづくり推進課まちづくり推進係において処理する。

(細則)

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

改正文

令和 2 年 3 月 16 日から施行する。

滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員名簿

令和７年３月１日現在

（敬称略）

組織分野	所属団体・役職	氏　名	備考
金融機関	滝上郵便局長	淺　井　秀　樹	委員長
住民代表	社会福祉法人滝上福祉会事務局長	水　野　陽　滋	副委員長
住民代表	町内会連合会副会長	西　　康　司	
住民代表	滝上町社会福祉協議会事務局長	木　田　昌　幸	
産 業 界	滝上町商工会事務局長	阿　部　慶　太	
産 業 界	滝上町観光協会	井　上　真　葵	
産 業 界	ＪＡオホーツクはまなす滝上支所 滝上支店長	藤　本　真　也	
産 業 界	滝上町森林組合参事	吉　田　哲　治	
産 業 界	滝上林業協同組合	菊　地　正　恵	
産 業 界	滝上町建設業協会事務局長	大　原　崇　義	
行政機関	網走西部森林管理署西紋別支署 総括事務管理官	瀧　口　　聡	
教育機関	滝上中学校 校長	中　港　善　博	
教育機関	滝上小学校 校長	宮　崎　　浩	
金融機関	北見信用金庫滝上支店長	青　山　和　浩	

滝上町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部設置要綱

平成 27 年告示第５号

（設置）

第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第１項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、滝上町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項

(2)　各施策の推進に関する事項

(3)　その他本部長が必要と認める事項

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2　本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3　本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4　本部長は、本部員の中から統括を指名する。

5　統括は、本部長、副本部長の命を受けて、第６条に規定する部会を掌理する。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を総括する。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（本部会議）

第５条　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2　本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

（部会の設置）

第６条　本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

2　部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。

3　部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

4　部会は、部会長が必要に応じて招集する。

5　部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（庶務）

第７条　本部の庶務は、まちづくり推進課まちづくり推進係において処理する。

2　部会の庶務は、部会内において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

改正文

令和７年３月１日から適用する。

別表

本部長	町長
副本部長	1 副町長 2 教育長
本部員	1 職員の職の設置に関する規則（昭和40年規則第3号）第2条に規定する次の各号の職にある者 （1）会計管理者 （2）室長 （3）課長 （4）事務長 （5）所長 （6）参事 （7）課長補佐 （8）事務次長 （9）副所長 2 滝上町教育委員会行政組織規則（昭和45年教委規則第1号）第12条に規定する次の各号の職にある者 （1）課長 （2）参事 （3）課長補佐 3 滝上町農業委員会事務局規程（昭和62年農委規程第1号）第2条に規定する事務局長 4 滝上町議会事務局規程（昭和42年議会規程第1号）第1条に規定する事務局長 5 紋別地区消防組合消防署滝上支署長

第３期滝上町まち･ひと･しごと創生総合戦略

令和７年３月発行

発　行　滝上町

編　集　滝上町まちづくり推進課

〒099-5692
北海道紋別郡滝上町旭町

TEL 0158-29-2111　FAX 0158-29-3588